

平成27年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第8号）						
招集年月日	平成27年9月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年9月8日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年9月8日 午後3時45分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	12番 奥田 公人 13番 田原 健一					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 洩 幸一	○
	企画財政 課長	神田 利久	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	恒松 倉基	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	大林 弘幸	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第8号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 定例日の会議日程報告.
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 定例日の会議日程報告.
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第5 一般質問
-

午前10時00分 開会

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。礼。おはようございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第5回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって12番、奥田公人議員、13番、田原健一議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。田原議会運営委員長。

◎議会運営委員会委員長（田原 健一君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。9月1日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。今定例日の会議日程については、本日より9月18日までとすることといたしました。なおお手元に配付のとおり、18日金曜日には、予定された議案審議を終了し、第5回会議は閉会の予定であります。会議に付する事件については、すべての議案、本会議において審議することといたします。会議日程の中で、本日から10日までの3日間で一般質問を行うことといたします。今回は13名の議員の登壇が予定されております。なお、一般質問において、数名の方が東庁舎問題を取り上げておられます。この件につきましては、特別委員会を設置し、9回にわたって調査議論を重ね、さきの議会において結論が出ております。議会として結論を出した以上、この問題の蒸し返しになるような質問、発言は慎んでいただき、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、各議員の御奮闘を期待いたします。11日は金婚夫婦表彰式が予定されているため、午前中は休会とし、午後から本会議を再開いたします。11日から議案審議に入りますが、条例及び補正予算議案10件については、当日に採決まで行う予定であります。また、決算認定11件の提案と監査委員の審査意見に対する質疑を行います。翌週14日から16日の3日間で認定11件の所管ごとの質疑を行います。14日は厚生常任委員会

所管課分と税務課分、15日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分、16日は建設経済常任委員会所管課分といたします。今回も各課より説明で、補助職員の出席を認めておりますので、詳細な質疑については、すべてこの3日間に済ませていただくようお願いをいたします。17日は休会とし、各委員会、全員協議会開催に充てたいと思います。最終日の18日は認定11件の総括質疑、発議案件の審議、採決及び報告3件を行います。それ以外に、付託案件の委員会報告も予定されておりますので、議事進行への御協力をお願いいたします。6月議会以降に事務局で受け付けた陳情等の取り扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。なお詳細については、事務局において閲覧をお願いいたします。服装については、9月末まで一般質問登壇者を含めてクールビズといたします。その他議会運営については、運営の指針のとおりでありますので、議員及び執行部とも簡潔でわかりやすい発言を心がけていただきますようお願いをいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） したがって、本定例日の日程は本日から9月18日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長より報告いたします。お手元に配付の資料のとおりですが、一点だけ説明させていただきます。7月16日に新潟県村上市で開催された、第22回全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会に出席してきました。今回、与党の大物としては初めて石破茂地方創生担当大臣の講演が予定されていましたが、ちょうど衆議院の安保法制採決の日と重なり、総務省自治税務局都道府県税課長の講話に変わりました。24年度法律第6号の一部に森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討すると定められてから3年たっております。今年こそは森林環境税創設が決定するとの期待が大きかったのですが、与党の平成27年度税制改正大綱には、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、森林整備等に関する費用を国民全体で負担する措置と新たな仕組みの導入に関し、森林整備等にかかわる受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとして先送りされたとのことでございました。その裏には、与党税調の総務部会、農林部会、環境部会等森林税創設に賛成の部会の重点要望に対して、経済産業部会は、森林吸収源対策への使途拡大及び地方への譲与はしないことなどと明確に強く反対していることがあるようです。背後には産業界が新たな負担を回避するために、地方の要望を否定するという構図があり、地方の自治体の強固な結束がないと、先行きも厳しいものがあると感じました。総会前日の15日午前中に、秋田県湯沢市で地元農業法人が耕作放棄地を復活して、6次産業化に成功した事例を研修してきました。10数年放棄されカヤと雑木で原野化した元水田6反余りを無料で借り受け、補助金を活用して刈り払いしたあと、重機で抜根し水路も補修して、秋田小町を栽培する美田に変えていました。収穫した米は全量を製粉業者に委託して、米粉に加工し、パンやラスクを製造して近隣の道の駅や農産物直売所、学校や市役所の売店などで販売しているということです。好評だということでしたが、収支はほとんどというだけで詳しい経営状況は教えていただけませんでした。午後は先日発表された全国学力テストで例年どおり全国トップクラスだった秋田県の中でも、伝統的に学力が高く、海外を含め、年間60団体ほどが視察に訪れるという東成瀬小学校に研修に行ってきました。この小学校は、あさぎり町より30%ほど広い204平方キロの面積で、93%が山林原野という地形に約2,700人が住み、明治22年の町村制施行以来、1回も合併していないという東成瀬村にあります。全校127人の小規模校で、各学年1クラスに特別支援学級1クラスの7学級編成で、全学年全教科でTT授業が実施されておりました。そのため、県費教職員のほかに村費で常勤教職員を雇用し、教務主任と理科専科の研究主任に教頭も常時授業に入り、5、6年の英語と音楽は東成瀬中学校の担当教諭が指導しているとのことです。TT事業は、あさぎりでも実施されておりますけれども、授業についていくのが厳しい生徒への対策が主な目的だと認識してお

りますが、ここでは、それだけでなく、個に応じた指導による発展的な学習で、全児童が持てる能力を精いっぱい伸ばすことを目的としたものだということです。100点が目標ではなく、200点も300点も500点もあり得るはずだという発想だそうです。したがって、能力次第では、学年のカリキュラムを超えて学習することも自由で、中学校では中学校課程をクリアした生徒は高校の教科書で勉強しているそうです。白神山地へ体験学習に出かけていた5年生を除いて全学年の授業を参観しましたが、電子黒板は1年生の教室にしかなく学校全体でも3台しか見かけませんでしたので、質疑応答の時間を利用して村の教育長にICTを活用した学力向上についてのお考えをお尋ねいたしました。答えはICTは学力向上に向けて大変すぐれたツールだと思うが、タブレットなどは本体の購入費用だけでなく、全学年全教科のソフトを揃える必要があり、経費もかかる。本村ではその経費を人件費に充てて、きめ細かな指導体制で学力向上を目指しているとのことでした。ここでは電子黒板の研修ではなく、普通の黒板に白墨で書く板書が学校挙げて系統的に研究されていました。一時間の授業の基本パターンは、導入部、展開部、終末部で構成されるそうですが、授業の学習過程が見える構造的な板書の研究に力を入れているとのことでした。あわせて、児童にも学習過程を記録する構造的な授業ノートづくりが熱心に指導されていて、終末部でのまとめと振り返りを充実させることで、その授業が十分理解できたか、あるいは課題が残ったのかを自己認識させることができるんだそうです。それができると、学びを確かなものにしたり広げたりする自主学習につなげることができるとのことでした。アナログな取り組みが、この学校の高い学力の要因ではないかと感じました。また6年生の授業は体育でしたが、3人の先生で一人一人の体育能力向上に向けたTT授業が行われておりました。毎日2時間目の後に、全校生徒による10分間マラソンか縄跳びが行われ、部活動にも熱心で、学力だけでなく体力でも全国超えが目指されているようです。音楽でも中学校には生徒数を超える楽器があって、全校生徒が器楽を奏でる吹奏楽活動が行われていました。年に1度は村民を招いて全校吹奏楽の発表会もあるそうです。その他、テーマを与えての小学校の月1回の全校作文、中学校での毎水曜朝の縦割り3、4人グループでの全校ミニ討論会など、文章力やディベート力を高める試みや、各種の体験活動にも力を入れられていて本町の学校でも同じだと思いますが、全方向で個人の資質を最大限に伸ばす全人教育がなされていると感じました。ところで、東成瀬村の財政に占める学校教育費や児童福祉費の比率はかなり高いものがございます。我が町で行っていない主な子育て支援策を紹介すると、保育料は第1子半額、第2子以降は無料、学校給食費は無料、小中学校の入学時に1人3万円の入学祝い金支給、村が教室も講師の人件費も全額負担する中学生無料村営学習塾を毎週土曜午後に開校、高校生通学パス券の全額補助、英語合宿費の全額補助などなどです。蛇足ですが、この村の今年のチャレンジデーへの参加率は95%です。教育長のお話では、村がやることなら寝たきりや出張などで参加できない人を除けばほぼ全員の方々が集落ごとに集まって、体を動かされる非常に協力的な村民性だそうでございます。本日までに受理した平成27年度6月定例日以降の陳情書要望書については、お手元に配付しました一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思っております。ただし、6月定例日以降の指摘事項は、配付一覧表のとおりです。以上で議長の報告を終わります。次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。溝口総務文教常任委員長。

◎総務文教常任委員会委員長（溝口 峰男君） おはようございます。総務文教常任委員会から報告をいたします。委員会の意見を踏まえて報告いたしますが、6月17日9時30分から管内の文化財調査を行っております。北川文化財専門員から説明を受けながら、種田山頭火記念碑、それから才園古墳、それから上永里の雲羽神社、谷水薬師、山の上八幡神社、勝福寺、阿蘇釈迦堂、宮原観音堂を調査しております。あさぎり町には有形無形の文化財が国県指定も合わせて151ありますが、すばらしい文化財を後世に残していくことは私どもに課せられた大きな責任であります。特に、日本文化遺産に指定をされた人吉球磨の歴史遺産を

活用して、あさぎり町の活性化に結びつけていくために町民の知恵を活かすことが大事であると考えております。このことから、生涯学習センター資料館の整備拡充と、才園古墳周辺整備も早急に検討すべきであると、委員会では意見が出ております。6月29日には、13時30分より議事堂会議室におきまして、あさぎり町の議会に付すべき契約及び財産の処分に関する条例の一部改正について協議を行っております。この件は、財産の貸し付け要件を定める内容であります。上部団体に内容を照会し意見を聞くことにいたしております。7月16日、9時30分より、白髪岳会議室におきまして、会計課より基金管理の状況について説明を受け、質疑をいたしております。総務課からは、遊休地、遊休施設の現状と活用策について説明を受け、質疑を行いました。次に空き家調査の現状と今後の課題について説明を受け質疑、午後から空き家の現状と遊休地、遊休施設を調査し、空き家対策条例を早急に議会に提案するように申し入れを行ったところでございます。8月27日、9時30分より、白髪岳会議室にて総務課から空き家等の適正管理に関する条例について説明があり、質疑を行い、9月定例議会に提案することを了承いたしました。次に、税務課から町税の収納状況と滞納整理の概要について説明を受け、質疑、企画財政課から最新の実施計画と中期財政計画について説明を受け、質疑を行っております。町税国保税の収納率が年々向上しておりますことは、職員の努力の結果であります。引き続き町民へ納税の理解を得ながら、職員のますますの努力に期待をいたします。町の長期財政計画20年が示されましたが、数字においては厳しいものがあります。しかし、若者が夢を描けるまちづくりを実現するには実施計画の内容を精査し、むだな部分は省き、重要な事業に傾斜配分することが望まれます。以上、報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、厚生常任委員会の報告を求めます。永井厚生常任委員長。

◎厚生常任委員会委員長（永井 英治君） おはようございます。厚生常任委員会の報告をいたします。6月29日、午後1時半より、議員控室において、町立保育所の民営化移管先の選定について、あおぞら幼稚園からの要望書についてを調査しております。まず、福祉課より、町立保育所民営化移管先の選定について説明を受けました。これまでに15名による選定委員会を9回開催され、それぞれの保育所への応募者からの提案書を21項目を5段階で評価をして選定がなされた経緯の説明を受けております。委員会としては、選定委員会での移管先の選定の結果を尊重するとの意見で一致をしております。次に、本議会に提出され、本常任委員会に付託をされておりましたあおぞら幼稚園からの要望書の審議を行っております。福祉課からの説明を受け審議をいたしましたが、今回は委員会としての結論は得られないまま終了しております。続きまして、8月27日、午後1時30分より、議員控室において、あおぞら幼稚園からの要望書について、これは第2回目であります。そして、子供医療費助成事業の歯科医療費とフッ化物洗口事業についてを調査しております。あおぞら幼稚園からの要望書については、2回目の審議でありまして、委員会としての意見の集約を見ておりますが、本委員会の意見は、本議会の最終日に委員会の審査の経過と結果として報告をいたします。次に子供医療費助成事業の歯科医療費について町民課より説明を受けました。平成25年度と26年度の小学6年生までの医療費の比較で、対前年比約250万円の減額となっております。同じく歯科医療に関しましては、平成24年度から実施していますフッ化物洗口事業について、保健環境課より説明を受けております。平成26年度から中学生までを対象に実施をしております。このことが歯科医療費の削減、ひいては子供の健康にもつながっていることが伺えることから、今後も積極的に進めていただきたいとの委員会の意見でありました。以上、厚生常任委員会の報告といたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。徳永建設経済常任委員会委員長。

◎建設経済常任委員長（徳永 正道君） おはようございます。それでは建設経済委員会からのご報告を申し上げます。去る6月19日金曜日午後2時より、本庁舎白髪岳会議室において委員会を開き、所管事務の調査を行いました。まず初めに、黒田区民の方より土地の寄附申し出があつている場所に出向き、現地の視察

を行ったところであります。次に、本町に農業分野として進出を計画しておられる西原商会さんの現状の報告を受けました。8月より、農業法人を立ち上げ、農地の手入れに入っておられ、事務所を上西の小出製茶さん近くに建設をされ、11月より本格的に麦作付等の作業に女性の方が、専属社員として常駐され取りかかれるそうであります。3番目の議題であります販路開拓強化事業について、農林振興課より、取り組み状況について詳しく説明を受け、今後の販路開拓において積極的な活動を要望したところであります。6月25日木曜日から26日金曜日まで委員会の視察研修を行いました。場所は、1日目が八代市鏡町に開設されましたフードバレーアグリビジネスセンターを視察、室長の案内で、管内を見学並びに説明をいただき、その後質疑応答をさせていただき、次の研修地であります福岡市の西原商会福岡支店に社内見学、冒頭、社長がわざわざ出向いてごあいさつをいただきまして、その後取り扱い商品等の製造過程を説明を受けながら視察いたしました。さすが年商600億を誇る会社らしく徹底した衛生管理がなされておりました。次の日は、福岡県うきは市に展開している九州1の売り上げを伸ばしている道の駅うきはを訪問、道の駅館長より開店から今日までの苦勞話を聞かせていただき、やる気を持ってやればできるんだなどと感銘を受けた次第であります。特に市のほうに年1,300万の寄附をするまでになったと聞いたときには、委員一同驚きの声が大でありました。8月28日金曜日、委員会を午後2時より開きました。最初に、有機センターの機械が古くなっていろいろな作業過程で支障を来しているということで、機械等の視察を行い、説明を受けました。また、台風により屋根等が被害を受けていることについても話を伺ったところであります。次に、農業支援センターの取り組み状況について報告を受けました。最後に、林業活性化協議会の役員の方と意見交換を行ったところであります。役員の方の要望として、地元産材の活用を町としても何とかいろんな面で考えてほしいという要望を受けたところであります。以上、建設経済委員会の報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。はい。徳永人吉球磨広域行政組合議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（徳永 正道君） それでは、平成27年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。平成27年第3回人吉球磨広域行政組合定例会が、平成27年8月28日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ、大会議室において開会されました。日程第1、議席の指定では錦町議会の改選に伴い、錦町議会より選出された高田孝徳議員の議席を9番、守永慶次郎議員の議席を10番、藤川喜一議員の議席を11番に議長から指定をされました。日程第4、議会運営委員会の委員の選任では、下球磨地区で1名欠員となっていたため、選考により山江村選出の谷口予志之議員が選任されました。日程第5、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任については、全委員で構成されている委員会であるため、錦町から選出された3名議員を議長から追加指名されたところであります。日程第6、行政報告では理事会代表理事から平成27年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。日程第7、一般質問では、私徳永と溝口峰男議員が執行部の考えをたどしました。日程第8から日程第14までの提出案件7件は一括議題とし、理事会代表理事から議案理由の説明を受け、続いて議案4件を一括して執行部の補足説明を受けたあと、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第8、議案第11号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算第1号、日程第9、議案第12号、平成27年度人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム特別会計補正予算第1号、日程第10、議案第13号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正、第1号、日程第11、議案第14号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案については、原案のとおり可決決定いたしました。次に、決算の認定関連の日程第12、認定第1号、平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号、平成26年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、日程第14、認定第3号、平成26年度人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を一括して、会計管理者の決算書の説明と、代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に日程を追加し、平成26年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については、委員会に付託をされました。決算特別委員会委員には塩見寿子議員、人吉市選出、犬童利夫議員、同じく人吉市選出、皆越てる子議員、あさぎり町選出、高橋裕子議員、多良木町選出、金子光喜議員、湯前町選出、藤川喜一議員、錦町選出、山本豊議員、五木村選出、森田俊介議員、山江村の8名が指名され、第1回決算委員会を開催し、委員長に山本豊議員、五木村、副委員長に犬童利夫議員、人吉市が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され決定をいたしました。最後に、日程第15、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成26年度決算特別委員会から申し出があった委員会の閉会中の継続調査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会をいたしました。以上が平成27年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告であります。以上、終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。はい。奥田公立多良木病院企業団議員。

○公立多良木病院企業団議員（奥田 公人君） 平成27年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告を行います。平成27年第4回定例会は9月8日に招集され、会期1日で開催されました。議案につきましては、一般質問が2件、議案3件、決算認定5件の8議案を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決認定されました。平成26年度決算につきましては、病院事業、老健事業及び健診事業会計は残念ながら赤字決算となりました。それぞれの内訳ですが、病院事業収支決算額は3億6,869万8,447円の純損失を計上、老健事業収支決算額は6,117万171円の純利益を計上、最後に健診事業収支決算額は2,357万6,359円の純損失の計上ということで、総収益36億7,161万1,156円の決算額に対しまして、総費用40億271万5,791円の決算額で、3億3,110万4,635円の当年度純損失の決算内容でした。次に、病児病後児保育事業特別会計決算ですが、収入合計1,063万4,183円で内訳として多良木町106万8,543円、湯前町、30万3,614円、水上村13万3,124円、あさぎり町、124万7,719円、県補助金、550万5,000円より負担金、825万8,000円及び自己負担金収入が98万9,950円などが主な収入となっており、歳出合計は947万1,608円で、主な支出につきましては職員給与費でございます。歳入歳出差引額116万2,575円を翌年度に繰り越す決算内容であります。またその他、病院企業団事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定、補正予算についても原案どおり可決されました。一般質問におきましては、多良木町選出の豊永議員、久保田議員より、企業団の経営状況について問われました。以上簡単でございますが、球磨郡公立多良木病院企業団の企業団議会の報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 最後に上球磨消防組合議員の報告を求めます。はい、小見田上球磨消防組合議員。

○上球磨消防組合議員（小見田 和行君） はい。おはようございます。上球磨消防組合議会の会議はなされておきませんが、全員協議会等それから懇談会を持っておりますのでその内容について説明いたします。7月23日午後3時より上球磨消防組合において、上球磨消防組合庁舎建設について、松本組合長より、建設予定場所等の説明を受けております。また、8月17日、上球磨消防組合におきまして、あさぎり町選出消防組合議員と愛甲あさぎり町長との西分署建設についても意見交換をいたしております。ではその経過報告をいたします。消防本部庁舎につきましては、借地は多良木町が購入し、現所在地に建設する予定で建物の規模等については検討中でございます。工期は土地取得、地質調査、基本設計、実施設計、造成工事本体建設工事、庁舎解体工事等で四、五年はかかると思われております。また、消防指令システムの更新時期も考慮しなければならないということでございます。次に、西分署でございます。あさぎり町から要望されてお

ります西分署建設につきましては、東分署と同規模で建設、あるいはまずは人命を守るという点から救急隊のみの配置等検討中でございます。火事と救急、救急のみどちらであっても9名程度の人員が必要であります。東分署の場合、建築費概算約1億円、土地代は含んでおりません。人件費約3,800万。署署間を結ぶ指令回線、燃料、光熱費等の維持費約300万。いずれにしても、町民への十分な説明が必要なことから、これからの救急需要、人口動態、財政面等を総合的に検討するとともに、人吉下球磨消防組合との連携についても一定の考えを示す必要があると思われております。また、最後に、人吉球磨地域消防力強化検討委員会につきまして報告いたします。平成26年2月、10市町村の消防担当課長、消防長、県消防保安課長を委員とし、人吉球磨地域消防力強化検討委員会を発足しております。人吉球磨地域の消防力の強化策を協議し、人吉下球磨消防組合との緊急総合応援協力と広域化の2案について、26年10月、各首長に中間報告がなされております。まだまだ協議が必要ということで、各消防本部に持ち帰り検討することとなり、上球磨消防組合においても、4町村長で協議中でございます。消防本部庁舎建設につきましては、耐震対策上建設に向かって具体的な検討を進めてまいりますが、あさぎり町民に対しては、西分署の建設是非について上球磨消防組合と各町村議会が同じ見解のもとに説明を進める必要があるという見解に立っております。以上経過報告終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。最初に行政報告を行います。町長。

●町長（愛甲 一典君） 改めましておはようございます。この9月議会も、議員の皆様どうぞよろしくお願いいいたします。私のほうから前回の議会以降にあった町の動き等について、お手元の資料に基づきまして、ポイントを絞ってですね、簡潔に説明をさせていただきます。1ページでございますが、中ほど、6月4日、不法投棄のパトロールを行っております。今、現在のあさぎり町の不法投棄の状況でございますけども、月に3回から4回ですね、通報あるいはパトロールによって、不法投棄があることを確認しております。目立つ不法投棄につきましては、可燃物、空き缶、こういったものが主なものでございますけども、一部の地区で生ごみが時々、路上に放置される等の案件も出ておりますので、この辺の対策を講じていきたいということでございます。その下、7日の日に天子の水公園の菖蒲祭りあつてますけど、今年はこの菖蒲とアジサイの花が一緒に咲きましてですね、また、いつもと違う非常にきれいな風景になっておりました。次のページでございます。上から三つ目、6月29日、社会を明るくする運動第65回、検討会を行っておりますが、この検討会、明るい運動の開催等行ってますけど、年々ですね、少し参加者の減少傾向にあります。どうか今後町も含めて議員の皆様方にもですね、この辺の取り組み強化に向けての御理解と御支援いただければというふうに思います。下から3番目、6月29日、あさぎり町広域協定設立委員会、を開催しております。これは多面的機能支払金の広域協定を行って今後進めるということでありますけど、今、各集落営農ごとのですね、事務がそれぞれに行われておりますけど、これを統一して事務作業を行うと、これを営農支援センターで行うということになると思っておりますけど、こういった取り組みを行うことによってですね、それぞれの事務負担を減らすという取り組みをこれから行っていくこととなります。次のページでございます。上から二つ目、7月8日、住民検診結果の説明会が行われております。これは、複合健診者等ですね、の中で特定受診者の方々にですね、このちょっと紹介状を書いて、もっと見てもらった方がいいですよということでお出しするんですけども、なかなか、あとのフォローの健診等を受けていただけていないということが多い状況にあります。そういうことからですね、町は一人一人説明に伺っているわけですが、もっと健診後の自分のフォローをしていただきたいということで強化すべき案件でございます。それから、下から3番目、

上財産区の管理会、7月10日行っております。この財産区につきましては、議会のほうでもですね、都度、議論になってきておりますけど、今年度末、来年3月までにはですね、上財産区と執行部としての一定の意見の統一を目指すということで現在動いているところでございます。それから、次のページでございます。

1番上、7月17日、あさぎり町産業活性化協議会、ことしの第1回幹事会を行っておりますが、議員御指摘のとおりですね、この基金が2.2億円でありまして、この活用について今後さらに議論を進めていくということになります。1番下のところ、7月23日、ささえ愛福祉ネットワーク連絡会の代表者会議行っております。各団体組織、また病院の先生方、ケアマネジャー等集まっていたきまして、問題点の共有と今後の連携について検討しております、特に地域の包括ケアをですね、今後どういうふうに連携で行っていくのか、さらに強化して取り組んでいくことといたしております。次のページでございます。上から3段目、7月29日、球磨中央森林組合の第1回総代会が行われておりますが、御存じのとおりこの中球磨森林組合、それから人吉、山江の森林組合が三つが統合しました。その結果ですね、現在、12名の理事3名の監事で、今運営されております。あさぎり町では、その理事としてですね、私愛甲と宮原俊彦さん、これは中球磨森林組合の職員でありますけど2人、それから錦がですね、森本町長と尾方幸治さんということで、この旧中球磨森林組合から4、人吉森林組合から4名、山江から4名、それぞれ4名が選出されております。その中で、宮原俊彦さんがですね、今回新たにこの組合長ということで決定して今進んでいるところでございます。それからその二つ下、7月30日、あさぎり町薬草合同会社設立報告会が錦町で行われております。いわゆる薬草の生産が順調に拡大していることから、合同会社を設立がなされております。そしてこの目的は、今後ですね、薬草会社メーカーさんから、ツムラさんからありますけど、工場を設立してほしいということになってきてまして、今後、来年度に向けてですね、どのような形で工場をつくるか、具体的な検討を進めていくこととなります。次のページであります。1番下です。8月7日、西原商会との農業参入調印式を行っております。先ほども報告で建設常任委員会よりありましたとおりですね、この西原商会は年商600億で鹿児島に本拠地を置く会社でありますけれども、あさぎり町で農業をやるということでございます。当面は、小人数のスタートとなりますけれども、非常にこの取り組み内容においてはですね、あさぎり町のみならず球磨人吉の農産物が、この西原商会通して、いろんな販売もされるということからですね、当面町のほうとしても、全面的な支援をしていくということで今から進めてまいります。最終ページでございます。下から2番目、8月21日、第2回まちづくり審議会及びまちひと仕事づくり推進会議ということで、会議を行っておりますが、いわゆるまちづくり審議会においてですね、今町が進めておりますあさぎり町地方創生の基本的な考え方を説明して意見提案を求めたところでございます。この件につきましてはですね、9月中に一定の大きな枠組みをつくりまして、10月の1日のですね、10月の初めの議会の定例の協議会の中ですね、このことについては、皆様方に基本説明をしたいというふうに考えております。以下次ページに入札関係の資料は付けておりますので、後ほど参照で見ていただければと思います。以上報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（中村 富人君） それでは教育行政関係の報告を行います。主なものについて報告をしたいと思っております。まず1ページでございます。中ほどにあります、平成27年6月6日から7月19日まで、なおゲートボール競技は5月20日に開催しておりますが、第65回球磨郡民体育祭が行われております。結果につきましては、全種目総合優勝、10連覇を達しております。優勝種目は資料にありますように、10種目で優勝しております。なお、準優勝の種目は7種目でございます。1ページの1番下でございますが、6月12日、あさぎり町教育委員会が行う初任者研修を行っております。なお内容は保育体験研修でございます。本年度は、町内の小学校に教諭4名が新任教諭として赴任しております。この4名を対象にした研修でございます。次に、2ページに移りたいと思います。1番上でございますが、6月14日、ふれあいスポーツク

ラブあさぎり設立10周年記念のイベントが免田地区体育館で行われております。中ほどでございます。6月16日、教育委員会評価委員会をあさぎり町生涯学習センターにおきまして、評価委員の皆様からによる評価委員会をしております。この結果につきましては、この報告が終わった後に別途また報告をさせていただきたいと思っております。下から2番目でございますが、6月18日から8月24日にかけて、あさぎり町球磨川マラソン大会実行委員会を開催しております。次に3ページにまいります。1番上でございますが、6月の23日、あさぎり町教育支援委員会、この教育支援委員会といいますのは、昨年度までは就学指導委員会と称しておりましたが、法律等の改正によりまして、支援委員会というふうに名称を変えております。内容は適正な就学に関する委員会でございます。これを生涯学習センターのほうで行っております。3ページの下から2番目でございます。6月29日、深田小学校の総合訪問を行っております。学校訪問につきましては、昨年度までは、教育委員会が主になって、学校訪問しておりましたが、本年度から、学校の3分の1につきましては、教育事務所の支援を受けながら、訪問を行うということになっておりまして、本年度は深田小学校とあさぎり中学校が教育事務所の訪問を受けることになっております。その第1回目が6月29日の深田小学校でございます。その下でございますが、同じ6月29日には、あさぎり町青少年健全育成町民会議総会を役場のほうで行っております。次に4ページでございます。1番下にあります7月19日、文化ホール自主文化事業、北海道歌旅座公演、須恵文化ホールのほうで行いました。入場者数が110名でございました。次に5ページにまいります。下から2番目でございますが、7月28日には第29回人吉球磨人権教育研究協議会研究大会を須恵文化ホールで行っております。本年度から、新たに須恵文化ホールを会場にしております。これは人吉球磨の全域の学校教職員、幼稚園・保育所あるいは保護者、教育委員会、多数対象にして行われるものでございます。次に、6ページにまいりたいと思います。1番上でございますが、7月30日、教育委員会評価委員会を行っております。先ほども申し上げましたが、この7月30日から新しく3名の方を評価委員として委嘱し、ここから新たな評価委員会が発足しております。中ほどでございます。8月8日図書館祭りを深田せきれい館のほうで行っております。本年度も青年団による絵本の読み聞かせ等を行っております。1番下でございます。8月21日、あさぎり町教職員研修会、これは町内の全教職員を対象にして行う研修会でございますが、本年度は須恵文化ホールにおきまして、内容は食育の内容でこの研修会を行いました。次に、7ページでございます。8月22日、本目遺跡発掘20周年記念関連イベント、この関連イベントを土曜日の8月22日に行っております。遺跡ウォーク、古代体験ワークショップ関係でございます。おかどめ幸福駅周辺、本目遺跡周辺、生涯学習センターを会場にして行いました。翌8月23日、本目遺跡発掘20周年記念あさぎり町まちづくりシンポジウム、須恵文化ホールで行っております。議員の皆様にも多数御参加いただきありがとうございました。参加者数は約250名でございました。なお、この8月23日には写真コンテストの表彰も同時に開催をしております。主な教育行政の行事は、関係については以上でございます。次に、お手元に報告書という資料がおりかと思っておりますので、出させていただきたいと思っております。この報告書につきましては、先ほど申し上げました教育委員会の評価委員会が行います、評価の報告書でございます。なお資料の印刷にちょっと手違いがございまして、読みにくくなっておりますが、申しわけありません。御了承いただきたいと思っております。それでは申し上げます。平成27年度あさぎり町教育委員会点検評価報告書、についての報告でございます。今回、町議会議長あてに提出いたしました教育委員会点検評価報告書について概要を説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を行い、その結果について、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務づけられております。この点検及び評価は報告書の作成、議会への報告、それに公表することにより、町民への説明責任を果たし、今後の効果的効率的な教育行政の推進に資するものであると考えます。あさぎり町教育委員会では、平成2

4年度に策定しましたあさぎり町教育振興基本計画をもとに、学校及び教育委員会で自己評価を行い、点検評価の客観性を確保するために、評価委員3名に外部評価いただき報告書を作成しております。報告書の原本につきましては、議長あてに提出しておりますが、お手元には、その写しをお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。評価につきましては4から1までの4段階で評価を行っておりまして、評価委員の皆様にはおおむね達成との評価をいただいております。さらに評価委員の皆様からは、多くの御意見、御要望もいただいております。各種事業を推進する上で、今後の指標として活用させていただきたいと考えております。今後はこの報告書をホームページ上で公表し、議会や町民の皆様からの御意見を踏まえながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、教育委員会点検評価報告書の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、今後とも、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） これで行政報告及び教育行政報告を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保尚人議員の一般質問です。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 3番、久保です。何事も初めが肝心と申しますので、1番バッターとして、きちっと質問させていただきたいと思っております。そして1番バッターの役目を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今回は一つ目に、球磨人吉広域事業としての木質バイオマスガス化発電事業についてといたしまして、質問いたします。私達が暮らします球磨人吉の8割以上が森林。この森林資源を使って、年間約40万立米の素材が生産され、そして出荷されております。また、当地域における再造林放棄地の多発は、全国の林業関係者の注目を集めているところでもあります。そして、杉やヒノキのほかにも放置され、手が入らなくなった竹山が多く点在しております。昔はタケノコの生産なども良い収入になっていたんですけれども、中国産の水煮タケノコですとか、加工品が多く輸入されるようになり、竹山になかなか手が入らなくなっております。我々は林地残材や製材・端材のほか、このような状況の森林資源を今後もっと有効に、活用していかなければならないわけです。そこで、今回の地方創生ですが、町側がどう主体的に関与していくか、あさぎり町のように農林産業主体とする地域であれば、最近田舎の議員のバイブルとなっております地産地消型を進める里山資本主義による取り組み等も魅力的な選択肢となり得るわけです。今回の地方創生、町長はどのような事業で我が町を元気にしようと思っておりますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 1番バッターの久保議員にお答えいたします。今回の地方創生の考え方は何といたしても、このあさぎり町にある存在する資源にあさぎり町にしかない資源に光を当てて、そこをどう生かし、活性化させるかが、勝負ではないかと思っております。そのチャンスでもあると思っております。差別化して独自性をいかに発揮するかという点で考えますと、あさぎり町にしかないものであれば、一つは何と言っても、おかどめ幸福駅であろうと思っております。ですから、おかどめ幸福駅に光を当てて、どう観光客の誘致とか、あるいは町の色んな取り組みを、幸福というテーマで広げていくか、これ1点。それから、あと一つ、これもほかに余りないという点でいけば、薬師さんがあります。ここも薬師さんが縁か分かりませんが、今

では私たちの地域で薬草の生産等も今広がってきてますけども、いずれにしても、そういったことから、例えばあさぎり町の減農薬、あるいは有機肥料を使った野菜、農産物を使って、そして健康に優しい食事等を作ってこれをみんなで食べ健康になる取り組み、そういったものを、健康というテーマで、もう一つかけて進めたらいいんじゃないかというようなところを、町では現在、それを二つを軸にしながら、今展開を考えている状況でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） そうしましたら今回、町の方では幸福駅を中心とした、これは観光ということになりますか。観光という部分と、あと薬草を中心とした農業の方というところを主に考えていきたいと思ってらっしゃるということです。これらの執行部が考えてらっしゃる事業、これも執行部のみで考えていかれるんじゃないかと、町民の皆さんを交えた形、そしてそれぞれの有識者を交えられた形で、色んな議論をされた上で是非進めていっていただいて、町側の一人よがりにならない事業になっていくというのが大事だと私は思います。そこのところを、この二つの事業を進めていかれる上では、是非注意をされて進めていっていただければと思います。私の方の提案に入っていくんですけども、岩手県の葛巻町いうところでは、新エネルギー宣言で、風力や太陽光、そして畜産ふん尿や水力による、町民一体となったクリーンで、リサイクル可能な新エネルギーの導入に、非常に積極的に取り組んでおります。この町はエネルギーの自前化と売電で20年間は財政の不安がなくなっているということです。あさぎり町にもバイオマスタウン構想というのがございましたですね。この行政計画があります。現状について、まずは報告して下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） バイオマス関係について、企画財政課として今のところ取り組みという取り組みは、今のところやってないところなんですけれども、後から質問があるかというふうに思いますが、木質バイオマス関係については、後から質問されるので、そちらの方について回答したいというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） このバイオマスタウン構想というのは、木質バイオマス以外の部分では全然進んでないということでしょうか。というのが、このバイオマスタウン構想の中に、事業活用の目標というのが示してあるんですが、これが7年経ちました。今目標に対して、どのような成果が上がってるのかなというところも知りたかったんです。そういうところが、特にうちの場合は、目に見えてあるものが、有機センターを使った生ごみ処理とか、ありますんで、その辺の答えもいただきたかったんですが、いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 有機センター関係については生ごみ処理関係とか、そういったものでされているかというふうに思いますけれども、バイオマス関係については、まだそういったところについては、まだ取り組んでないということが現状というふうに回答させていただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 非常に何か残念です。せっかくこのような素晴らしいバイオマスタウン構想を紙の上では非常に素晴らしい構想ができ上がっております。これも町のホームページから入っていくと、町民の皆さんみんな見えるわけですけども、それが全然機能してないというのは、非常に残念です。是非こういうふうに目標も定めておられるわけですから、今後もう一度、忘れてしまわれてるんかもしれませんけれども、一度再確認していただいて、取り組んでいただくということは、必要だと思っております。それでは今回私が提案させていただきますあさぎり町のバイオマスタウン構想の目標の達成に、何らかの貢献が

できればと思って、発表させていただきます。地方創生の一環として提案します、木質バイオマスガス化発電事業というものについて、説明させていただきます。あさぎり町を取り巻く環境は、先ほど申しましたように、森林資源が豊富にある中、林地残材や製材・端材のほか、産業材として使われない木や竹の資源も残されており、また今後の空き家の増加が、年数が経過するごとに廃屋となり、地域の皆さんの生活を脅かすものとなってくるとも十分考えられるわけです。空き家の利用と撤去を同時に進めること、これも重要です。このような状況下で、撤去費用や建築廃材の処分費用なども深刻な問題になってくるといことは明らかです。これらの問題は、あさぎり町固有の問題ではなくて、球磨人吉全体の問題ととらえるならば、広域事業として木質バイオマスガス発電事業で、これを行って、産廃処理費用等をかけずに、逆にエネルギーとして利用することで収益につなげることができないかと考えております。幸い我が町には、木質バイオマスについて研究が進んでおります、岡山県真庭市の銘建工業さんという製材会社の関連会社であります、くまもと製材さんがあります。あさぎり町にとって、このような幸運は本当なのではないかと。ほんとほかの町にはない幸運ではないだろうと私は思うんです。先駆者の先端技術と知識を借りながら、この事業を行うならば、きっと良い実りのある事業となるのではないかと考えております。木質バイオマスガス化発電では、これはガスエンジンで発電する一方、その廃熱を利用して、給湯や空調などの熱需要を賄うことで、エネルギーを効率的に運用する。これを「高ジェネレーション」と言います。よくコマーシャルとか「高ジェネ」とかいうのがあつたりしますが、このエネルギーを二つの発電と熱を利用するということです。この熱エネルギーを上手に利用するシステムが必要になってくるわけですね。発生する熱を利用した施設園芸とか食品工業など、様々な事業を住民に提案してもらって、この安い熱エネルギーを使ってもらいが必要があります。事業主体等については、まだ何も考えていないんですけども、この事業で人吉の最終処分場の延命化とか、そういう環境的な面でも効果が期待できますし、今まで我が町の懸案であるところの、人吉球磨ふるさと市町村圏基金、これが私どもの出資額で、1億731万円あります。こういう事業に充てることで、他町村の賛成を得易くなるのではないかと考えるわけです。そう思いませんか、

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） まず、バイオマスタウン構想ということで、余り何もしてないというような感じの状況になっていますけど、そうじゃなくて、その辺は。実は私が町長に就任した当初からまずはバイオマスでこの二つの温泉センターの費用削減に、いかに使えるか使えないか、ずっと検討しております。これは私も何カ所か現場行ってますし、担当課も何カ所か現場を見に行ってますし、2年前は県の確か指定をもらって調査分析もして、色々検討してきております。ただ、なかなかその投資と費用対効果等については見定めができてない。まだまだそれを導入したからといって、すぐさま効果はでないというような状況であることから、特に温泉等につきましては、今は先行してやっていただいているところの見極めをしようということで、今見ているのが現状です。またこれも1昨年だったと思いますけど、このペレット型のこれをハウスに入れてテスト的に、ハウスの加温を行うということも、既に町内でも何件か実施をしている。そういうことでございます。そういうことでありますけども、ただいま話がありました今後の廃屋あるいは山の様々な間伐、あるいは竹林もそうですけど、こういったところを、いかにその有効利用するかということについては私は非常に大事な、大きく取り組むべきテーマだというふうに思います。ですから言われましたように、現在クリーンプラザがあって、あそこは今焼却して、その熱源回収が全く出来てない、非常にそういう設備になってしまってます。ですから、あそこで燃やすを、もっと効率的に燃やして、熱源回収し利用する。この取り組みは、私は広域的に連携して、今後検討すべき大きな課題というふうに思っております

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 温泉センターのボイラーということで検討されているということですけど

も、またこの温泉センターの方も実際に二つとも存続させるのかどうかというの、またございます。よく見極めて、やっついていかないかん事業だと思っております。また、今回私が提案してる部分というのは、この我が町にということですのでけれども、クリーンプラザ自体に、そういう発電する設備なりプラントなりっていうのが建設されるということも、今お聞きしてた中では、あり得るのかなという気持ちは、今思いました。それでは多分、町長は木質バイオマス発電というのと、木質バイオマスガス化発電というのの違いは、多分御存じないですね。ないですね。せっかく私も準備してきましたんで、そこを説明させていただきます。我々が今まで主としてきた化石燃料から、バイオマス燃料エネルギーへの転換は、地球温暖化と脱石化燃料に対しての有望な対策として期待できます。木質系バイオマスを利用した発電システムとしたら、直接燃焼これが通常温泉センターで、この前色々調べられたというところになりますけれども、それとガス化によるもの、この二つが挙げられます。直接燃焼法は、原料である木質のバイオマスを直接燃焼。そしてボイラーで蒸気を発生させて、圧力でタービンを回したりする発電方法であります。これは発電効率も随分低いものとなってしまいます。ガス化の場合は、加熱で高エネルギーを与えて、入れたものを燃焼ガス化させてしまうという技術だそうです。これは最終的にセルロースとリグニンが800度以上で、ほとんど熱分解して、主に一酸化炭素と二酸化炭素、それから水素、メタン、エタンに返還されます。この出てきたガスを生成して、ガスエンジンを回して発電すると、非常に効率の高い発電方法だということです、ガス化の方が。また大事なのはこのエンジンから出た排熱を上向きに利用して、収益に結びつけるって言うのも黒字化に不可欠となるということです。ということで、ただ、ちょっとこの木質バイオマスの発電で、建設資材の廃棄物等を燃料とする場合には、買い取り制度では13円だけになります。ほかの例えば、間伐材等を主にした発電であれば、国は32から40円という金額をつけてるんですね。ただ、私どもの町とかこの地域でやるのであれば、建設廃材等を取り扱って使用して、産廃が出ない形にこの地域でやっていくというのが必要かなと思っております。出来ましたら、様々な事例を勉強していただいて、それからでも遅くはないと思いますので、特に今この木質バイオマスガス化発電というのは、随分色々な事例が出てきているようです。つい最近も、茨城県の太子町っていうところでも始めているということですので、その辺もまた研究していただければと思っております。ということで、今まで聞かれたところで、町長がこの件に関して考えられるところを考察される場所をお伝え願えればと思いますけれども。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） このガス化木質等様々な廃材あるいは間伐材を使つてのガス化にしますと、非常に後のコントロール等が非常にやりやすくなりますですね。新しい技術として非常に有効な技術というふうに思います。ただ正直言いまして、このガス化のプラントの詳細な技術・検討は実はまだ私も行っておりません。大体のイメージは、今議員の言われた通りで、イメージは分かっているんですけど。ですから、私も正直言いまして、クリーンプラザの熱源も何とか回収したいということは、日ごろから思っておりましたけど、もしくは視点を変えて、このガス化でのエネルギー回収というのは、そこまでは踏み込んで、頭の中で整理もしてませんでしたので、私は今回久保議員の質疑を受けて、これは十分あさぎり町のみならず、人吉球磨一体となって研究していく議案だろうと思います。検討課題だと思いますので、これはしっかりと今後、この技術的な内容と、可能性については調査研究していきたいなというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） うちの町にプラントを造るというだけに限らず、クリーンプラザあたりも視野に入れて、廃棄物ばかり燃やして無くしてしまう、熱を逃がしてしまうというのも余りにも勿体無いですから、それを産廃を資源に変えていくという考え方で、一度各町村の皆さん、町長の皆さんで考えていただければと思います。ここでまず、一つ目の質問を終わりたいと思います。続きまして、東庁舎の売却につ

いて伺います。免田地区の区長の皆さんが出された請願書が、残念ながら不採択となりまして、町としましては、東庁舎の売却に向けて、進まれるものと思いますが、誘致企業が開業されるまでの、今後の行政側の事務の流れを、まずは御説明下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） ただいま現状についても、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、補助金返還が発生するというようなことを、特別委員会の中でもお知らせをしておったところでございます。その補助金返還の協議を、今総務課と一緒にしまして、県と協議を行っているというような段階でございます。それと並行しまして相手方、企業側と条件協議、契約が必要になってまいりますので、その条件協議を行っておる最中でございます。今後その条件協議が整えば、財産処分の議案を議会に提出したいというようなことで考えておるところでございます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 今のところ、その三つが大きなところということですね。分かりました。そこで、今ちょうど課長からお話が出た東庁舎分の補助金の返還、国と県への補助金の返還ということがございました。ただ私がいただいた資料に、この東庁舎の改修を合併特別交付金で、これは私が持っている資料で1億2,325万円が上がっております。これを使って改修したと、補助金ではなく。そして先ほど言われたように、広報あさぎりの中では、補助金を使って改修をしたと、町民に向かって説明をされております。ここの合併特別交付金と補助金では、随分と意味合いが違ってまいります。これはどういうことでしょうか。説明願います。

○議員（3番 久保 尚人君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 国庫補助金と交付金とございまして、県の場合には、交付金というような形で受け入れをしております。国の場合には、補助金というような形で受け入れをしておりますので、総括して補助金、広義の意味で補助金として受け入れているという意味で、御理解いただければというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 県の方が交付金、そして国が補助金、私がいただいている資料で、交付金としてこれは載っているということじゃないんですか。1億2,000万ほどってのは。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） そうですね、当時の説明が、売却価格によりまして、返還金が大きく変わってきますので、当時の説明では総事業費1億2,681万4,000円が総事業費で分母で、そして国庫補助金の方が780万、それから県の交付金につきましては、総事業費が分母の方が1億2,681万4,000円、これは変わりませんが、県の交付金につきましては、1億1,895万円というようなことで、お話をしておったんじゃないかなというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 国の方が780万と、県の方が1億円なんですね。であれば県の方が780万円。すみません。あつ、はい、国の方が780で、県の方が1億なんですね。そうするとこの1億、県の方に関しては、特別交付金ということであれば、これは返還の義務はないということではないんですか。交付金も返さないかんのですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） この場合の交付金がですね、さっきも言いましたとおり、広義の意味での補助金というような性質になっております。ということで、県の規則によりまして、返還しなければいけな

いというようなことでお話がっております。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 私ども、交付金と言いますと、もう返さなくていいお金というふうに理解しておりましたものですから、どうも納得がいかなわけですね。ここでやっとならぬ時間も勿体無いんで、またその辺のところを、きちんと資料で示していただければと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 交付金と言いますのは、あくまでも県の支出金でございます。多分思っているのは、地方交付税の交付金と勘違いされてるんじゃないかなと思います。交付金の中には、補助金という性質として、町の方に支出されますので、この場合には、必ず返還が必要になるということになります。資料が必要だどうだじゃなくて、県の規則に基づいて、返還が必要ということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） また詳しくは教えていただくということにして、次に参りたいと思います。それでは今回、補助金の返還の手続という、今おっしゃった返還があり、そして企業と条件の協議、そして財産処分というふうに流れていくわけですが、この財産処分、あさぎり町は東庁舎を売却する際に、どのような法律、条例を使って売却していく流れになっているのか、これをお伝え下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） お答えをしたいと思います。まずどの法律かと言いますと、基本的には地方自治法あるいは施行令と、あさぎり町財産規則等になってまいります。具体的には、まず財産の処分用途廃止等が出てまいりますので、その用途廃止につきまして、地方自治法238条の4第1項によりまして、行政財産はそのままでは処分することはできないと規定されております関係で、同じく地方自治法の238条の5第1項の規定によりまして、行政財産のままでは処分できない関係で、行政財産を普通財産に切り替えます。これが地方自治法の第238条の5第1項が適用条文でございます。そのあと、具体的な売却等につきましては、財産の処分でございますので、町の財産規則等で行ってまいります。あわせて、今度は関連しますが、土地の貸し付けが伴ってまいりますけれども、土地の貸付につきましては、同じく自治法によりまして237条の第2項及び238条の第5項第1項等の規定によりまして、その貸し付けができるというふうになっております。ということで、この付近の条文を根拠法といたしまして、後あさぎり町の財産規則の条文がそれぞれ17条20条とございますので、その部分を根拠規定といたしまして、土地の貸し付けにつきましては、貸付の手続をとっていくと、そういうことになると思います。ということで、御質問の根拠法令、条例等につきましては、今申し上げたような諸規定を適用するということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 今説明がありました後に、最終的に売却するわけですが、その時にこれは一般競争入札というのが、通常執り行われます。今回誘致企業さんに売却する場合に、同じように一般競争入札をされるものと思いますけれども、どのような形になってまいりますでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今回のケースは、想定しておりますのは、随意契約でございます。随意契約は、今おっしゃっておりますのは、原則一般競争入札という規定がありますが、随意契約が可能な規定がございます。その随意契約が可能な規定は、ちょっと確認します。地方自治法の234条第2項でございます。これによりまして、随意契約が可能になってまいります。その関連の条文といたしまして、地方自治法の施行令といたしまして、167条の2第2号、具体的に申し上げますと、地方自治法234条は政令で定める場

合には随意契約等が可能であるとなっております。では、その可能である政令で定める可能なケースというのは、地方自治法施行令の167条の2の第2号、その性質または目的が競争入札に適しないものするとき、ということで、随意契約が可能となる。一般的な原則論であります、一般競争入札を適しないので、これは随意契約に限りませんが、あとは指名競争入札、あるいは競売等のある可能なケースは、それでうたっております。ということで、随意契約は、今回適合しますのは、繰り返してございますが、167条2第1項2号でございます。ほかにも、色々ケースは想定されております。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 実は財務省のホームページがありまして、その中で、よくある御質問の中の国有財産というところがあります。項目が、国有地を個人や会社が取得することはできますかという問いに対して、未利用国有地は、地元地方公共団体等の公的利用の要望がない場合には、原則として一般競争入札で売却しており、一般競争入札に参加することで、個人や会社が取得することができます。なお、最近、財務省職員等の介在を装い、個別の国有地を随意契約で購入できるかのように働きかける架空取引話が発生しております。財務省がそのような売り払いを行うことは、一切ありませんので御注意下さい。というのが載っております。また、近畿財務局のホームページでは、国が財産の売却について、国民向けにQ&Aで答えている部分があります。これも御紹介します。普通財産は、公用公共用としての用途が廃止されるなど、国の財政目的上不用となったものであり、収益財産として、積極的に監理処分されるべき財産と言えます。国有財産の売却方法としては、地方公共団体等に、公用公共用としての要望がない場合で、単独利用が可能な財産については、国の会計法に基づき、原則として一般競争入札による売り払いを行っております。近年増加している物の財産についても、この一般競争入札で売却しており、一部の物件で最低売却価格を公表した入札も実施しています。それ以外の単独利用ができない財産等につきましては、会計法の例外として、随意契約による売り払い等の処分を行っております。この後、大事ですよ。以上のように、普通財産の処分につきましては、一般競争入札及び随意契約による売り払いを行っております。一般競争入札につきましては、新聞広告等で一般に周知されておりますので、お分かりいただけると思いますが、随意契約の対象となる財産はどのようなものがあるか、御存じない方がおられると思いますので、ここで説明させていただきます。随意契約で、一般の方に売り払いする普通財産のうち、多くは旧法定外公共物です。旧法定外公共物とは、かつて田畑や山林はもとより、住宅等の中を走る農道、離道、水路、堤塘などの公共用途に供されていた財産で、現在では本来の公共的な機能を失った財産の総称です。これらの財産を隣接土地所有者に売り払いする時が、随意契約となります。これは、このような財産の殆どが、地形狭小で単独利用困難な土地であり、隣接土地所有者しか利用できないから随意契約によることとされています。とあります。以上のことにより、国もごくごく例外を除けば財産の売り払いは、一般競争入札というのが基本だということです。であれば、町も基本的に同じように考えるのが筋が通りませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今議員おっしゃいました、原則的な考え方は、そのように国もなっておると思いますし、地方自治もそういうふうになっています。ですから、先ほどちょっと申し上げましたが、一般競争入札が原則であるということは、法令の中にうたっておるとおりでございます。先ほどちょっと幾つか触れましたが、ですから、法の中に例外として、こういうケースの時には、随意契約であり、競売であり、指名競争入札が可能であるということが、うたっております。施行令の中に、それを具体的に個別に案件として上がっております。その中で先ほど言いました、条文が適合できる、そういう形でやっておりますのでございます。国の方の予算、決算及び会計令というのがございます。国の方には、これら国の財務省が国の財産をする時の、契約をうたってる部分がございますが、その中で、国の法の扱いも先ほどの地方自治法

と同様な扱いになっておりまして、随意契約の中の具体的な例で今回の案件に直接関係しますので申し上げますが、随意契約によることができる場合で、財産処分の中に産業また開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売払い、もしくは貸付云々ございます。産業または開拓事業の保護奨励のために必要な物件を売り払い、これ20数項目ある中の1項目でございますが、色んなケースが具体的に、個別に国も規定をいたしております。これは国の内部規定でございますので、それを適用されておりますが、これ具体的に言いますと、企業誘致等の時にそれが公共性が認められれば、そういったことで随契が可能である、地方自治法の適用も先ほどは、具体的には企業誘致をすることによって、公共性がその地域にとって、公共性があるということを含めて、随意契約が該当できるということで、事務提要等が私どもが根拠する場合がございますが、その中にも企業誘致をすることによって、地域の活性化に資することとなる公共目的に沿うものである場合等は、随意契約に該当するものであるというようなことも、私どもが扱っております事務提要等にも、うたっております。そういうことで、先ほど言いました条文が、今回のケースにつきましては、随意契約で可能であるというふうなことで、私どもは想定をしているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 私もそんなに頭がよくないんで、すぐ理解できてないんですけども、今私伝えたようなことを、きちんと法に従って、すっきりさせた形で進めないと、誘致に反対される町民の方からの声とか、訴訟とか、そういうことになってくると、本当に町自体も疲弊してしまうわけですよ。それだけに、私は間違いのないように、しっかりと法令を遵守していただいて、進めていただきたいんですよ。本当これが強引に進められて訴訟とかになると、もう誰も楽しい人はいない、つらい思いをせないかん、みんなが。是非この辺のところは、また総務課長にもそういうふうに今お伝えいただきましたけれども、またもうちょっと我々がわかるように説明していただいて、その部分がまずひとつ多分、皆さんひっかかっている部分が、町民のみなさんあると思いますので、そこは是非、我々にもわかるように、説明をお願いしたいと思います。町民の皆さんも、こういうことで随意契約が進むというのであれば、それこそ町が一般の方々に、町有地を住宅地として出す時も、自分が好きな所、じゃ我々も町のために頑張るけん、随意契約でお願いしてくれ。なんていう人が出てくるかしらんですよ。そういうことがないように、是非整合性のとれた形で進めていっていただきたいと思ってます。今回ちょっともめた中にも問題だったのは、他町村では重要と思われる施設の再活用とかについて、住民も積極的に参加させた委員会を立ち上げて、そして今後の活用を検討して、これうちで言うと東庁舎ですね、検討して答申を出すという仕組みを用いたりするところもあります。今回そのようなフローチャートが描けなかったっていうところが、問題の一つの原因かなというの思います。今後同様の事案も出てくるとも思いますんで、そのような場合事案に合った対応というのを、心がけていただきたいと思っております。住民自治で大切なところというのが、情報を執行部と議会だけで握ってしまわないというところにあると思います。様々な町の情報を広く町民に知らしめて、町民みんなで問題意識を共有して、課題の解決に当たっていくという姿勢が大事なんじゃないかと思っております。最後に町長どうお考えでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今質疑の中で、まず法的に矛盾がないように、一つ一つ確認しながら、この案件について進めてほしいということは、御指摘いただきまして、全くその通りと思います。この件につきましては、一つ一つ根拠になるもの、しっかりと法的なものを確認しながら、問題が起きないように進めたいと思います。また、今言われましたように、大きな案件等につきましては、議会と執行部での確認だけじゃなくて、その内容をもう少し広く、町民の理解を得る案件については、ほかの方法で、もっと町民の皆様を理解していただくと、こういったことを今後進めていくということで、私はやるべきだと思ってます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） それでよろしくお願ひいたします。町民の皆さんも本当に議会と町のことを一生懸命思っております。そして本当にちゃんとした議会をやっているのかどうかということも監視されております。我々はそれに答えていかないかんと思っておりますので、よろしくお願ひします。この後ちょっと質問も残りましたが、この後は次の質問者の方々にお預けして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（橋爪 和彦君） これで3番、久保尚人議員の一般質問を終わります。ここで休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで久保議員の質問事項について、3名から類似の質問が提出されておりますので、順番に発言を許可します。最初に7番、豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番、豊永です。東庁舎売却等につきまして、関連質問を行います。今回の東庁舎売却等につきましては、企業誘致につきましては、大部分の方が賛成であろうかというふうに思っておりますが、町民の方にも賛否両論がある中で、反対される方の意見として、丁寧な説明不足と、手段方法による問題というふうに思っているところであります。町民の方の理解を得るためには、こういった合意形成と今後、説明責任を果たされていくのか、まずはお伺ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今お話にありましたように、今回の企業に入っていただく東庁舎の案件については、基本的に雇用の維持等々の観点から、町民の皆さんたちの、このこと自体については、概ね歓迎していただけるものというふうに思っております。そういう中で、説明をどうしていくのかということでもありますけど、御存じの通り、先般、広報紙の方で一連の内容を見開きの記事にして、説明て言いますか、させていただきました。今後さらに、どうするかということについては、基本的に一通りの説明はしたと考えてますけども、これはまた色々と、事情がこれは説明しておくべきだということがあれば、これはその時点で考えていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 今町長が言われました、広報による周知ということで、おそらく広報あざぎり9月号に掲載された、この手の話だろうというふうに思いますが、この中で一つちょっと確認をさせていただきたいんですが、一応広報紙の内容を見ますと、議会特別委員会へ、こういうことを報告しましたよというような書き方ですね。ちょっと確認なんですが、ここに書いてありますが、議会特別委員会により町に対して要望された調査及び確認事項などの内容について、町民の皆様へお知らせいたしますということで、議会の審査特別委員会の方に話された内容を、ここには掲載してあるというふうなことで、理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 他の色んな課に関係しておりますが、今おっしゃったような趣旨で、今回の広報紙の内容は作成をさせていただいたところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） ということは、町民の方に対して、結局議会の特別委員会の報告した内容で、

こういうことを言いましたからということで、もう町民の方には、これで説明は終わったと先ほど町長がもし何かあった場合には、また考えるというふうな答弁でありましたけれども、これで説明は終わるのかどうか、そここのところを、ちょっとお願いしたいと思いますが。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先ほど申したとおりでございます。町としてはできるだけ状況を分かりやすくということで、配慮して広報紙に載せたと考えておりますけれども、今後、色々これから進めていきますけども、その中で、ここは今一度説明をして、変えていく必要があるということであれば、その時に必要な方法で説明すべきであろうと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） それで結局、丁寧な説明不足ということがあるということは、まず最初申し上げましたけれども、今後理解をずっと進めていく中で、私も先ほど久保議員もおっしゃられましたけれども、非常に何で反対されているのかということですね、そこら付近はきちんと説明をしていかないと、今後尾を引くと言いますか、そういうことは非常に心配しているわけです。請願もありましたし、実際署名活動もありました。そういう方も実際におられるわけですから、納得とまではいかんとでしょうけれども、説明することはもう十分私は必要だというふうに感じております。その中でも一つとして、久保議員の話もありましたような、1社による結局随意契約の話であっても、なかなかこの議会のように詳しい説明はないだろうというふうに思います。総務課長の方から詳しく法令等の話がありましたけれども、法令だけではなかなか私も全部が全部分かるわけでもないし、もう少し具体的に分かりやすくしないと、ますます混乱を招く結果になるのではなからうかというふうに思っているところです。それと先ほどの総務課長の説明の中で、地方自治法の施行令の167条の2、随意契約の話ですけれども、競争入札に適しないものという話がありましたけれども、その中で何でそれは該当するのかという話になるんですが、地域の活性化という話がありました。それで、ちょっとここ1点伺いたいんですが、地域の活性化、これは雇用だけで地域の活性化ができるかという話であります。そここのところを地域の活性化と結びつける根拠と言いますか、そここのところはというふうに思っておられるのか、話を伺いたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 事務方としての立場の中で、お答えしたいと思いますが、先ほど根拠法令で申し上げました、今議員がおっしゃったとおり、一般競争入札に適さないものという文言がございます。そしてその運用の中で、色んな事例、最終的には一般競争に適さないものの判断は結局、それぞれの自治体あるいは国が最終的に判断するようになっております。それ以上の法令上の明記はございません。先ほどちょっと触れました、我々はその時に、何をそれから先の根拠は頼りにするかと言いますと、色んな判例含めて、あるいは1番使うのは、先ほど言いました実務提要というのがございます。色んな事例を解説してある本でございますが、そういった中に企業誘致等については、そういった活性化という言葉を使っただけだと思いますが、そういうことで地域の公共性があるから、ですから一般競争入札に適さないものということで、随契で可能であるようなことが、例として出てきておるわけでございます。それともう一つ、先ほど言いました国の方の内部規定の中でも、そういう文言が出てくる。ということで、最終的には各自治体がそれぞれのケースによって、判断をするということになってまいります。今回のケースは、ですから今おっしゃいました雇用だけで地域の活性化に直結するの云々という話になると思います。そこの方の総合的な判断は、最終的にこの案件につきましても、最終的に町が意思決定をするということで、現在私の立場で申し上げるのは、そういう制度上の問題としてはですね、そういうことで、随意契約に該当すると扱って可能であるというふうなことを、我々としては今認識をしています。最終的には繰り返しですが、ほかにも色々相談をすることもあ

るかもしれませんが、御相談をして町長の方で最終的に決定をするということで、いくことになるかと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 法令も広義的な解釈すれば、色んな判例もあるし、できるというようなことは、私も理解をいたしますが、例えば雇用で10名程度雇いますよという話をしても、なかなか目に見えて効果があるというのは、分かりづらいですね。そこら付近が、雇用を雇ったからといって、すぐ効果が出るものでもないというふうには思いますので、そこら付近が地域の活性化に果たしてつながるのかなというところが、なかなか見えづらいというふうには思っております。そういったことも含めて、説明会という話にまた戻りますけれども、その前に合意形成と、説明をしないと合意形成も取りづらいというのが、私はそういうふうには思っておるわけですが、この状況と言いますか、今の状況の話あたりを、今後先ほどの商工観光課長の方から今後の計画あたりは言われましたけれども、補助金返還が終わってから事が済むんでしょうが、そのあたりの進捗状況辺りの話も含めて、私は是非住民説明会を開催していただければというふうには思っております。できれば東庁舎と思いましたが、恐らく電気はきていませんでしょうから、ポッポ一館あたりでそういったことを、知らしめてやれないかなと、私はそういうふうには思ってるんですが、町長いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先ほどから必要に応じてという話を繰り返しておりますけど、こういう民間企業とのやりとりというものは、ほんとに一方でかなり慎重に行う部分でもあります。今何が大事かというところ、この地方の産業が非常に厳しくなって、雇用がなくなってきている中で、一つの企業がこの時期何とか踏ん張って、仕事を続けよう。さらなる合理化もして仕事を増やそうと、色んな取り組みをされてる中で、何回も何回もこのことを町で検討していくということ、それから何と言っても全てそうだと思うんですけど、全ての人が「はい、分かりました」というようなことはなかなか難しいですね。そういうことだと思います。ですから、議員の皆さんが町民の代表でありますし、その方が一定の方向を示していただいたわけですから、それに従って行政としては進めていくと。だけど今言われましたように、ここはもっと丁寧な説明があるんだったら、やるべきだと思いますので、そこんところは、慎重に判断させていただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 繰り返しになりますけれども、町を2分してという、大げさな話かもしれませんが、これは本当に大事なことだろうというふうには捕らえているわけですから、要するに地域の大切な財産を処分するという話にもなります。また今後のことにも、つながっていくということで、そういった住民との対話を大切にしようということ、丁寧な説明をするということで、合意形成を図っていく、町長言われましたけれども、反対される方も何も分からじおって反対する。少し分かって反対する。色んなことを判断してっていう話の中で、説明過程の中で、そういった色んな段階があるというふうには私は思うんですが、そこらあたりは是非最終的には丁寧な説明という話になるんでしょうが、是非、ここらあたりは説明会の実施を再度お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） ここで今すぐに、今の状況で説明するということは、ちょっと控えたいと思います。まだまだ、今何点か3項目、先ほど担当課長が申し上げました。そういうことも含めて、もう少しこの整理する必要がありますから、そこら辺も含めてやっていかないと、これまた中途半端に説明して、まだ前後に色んな問題が出てくるじゃいけませんので、あくまでも一定の見極めをしっかりとした上で、その上で必要であれば、行うということで答弁させていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） タイミングということもありますでしょうし、今言われましたように、色んなことが分かってから、是非あと将来に禍根が残らないように、是非丁寧な説明をお願いしたいということをお願いしまして、短いですが以上で終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永喜一議員の類似の質問を、これで終了いたします。次に、2番、橋本誠議員の一般質問です。類似質問です。

○議員（2番 橋本 誠君） 2番、橋本です。いつも熱くなる橋本ですが、今回は冷静な立場で物を言いたいと思いますので、どうかその点についてお答え下さい。今、東庁舎問題におきましては、久保議員、豊永議員と東庁舎の売却問題で、議会においては、請願は否決されたんですが、住民に対する説明責任がどのような形で実施されているか。類似質問が多分に多くありましたので、私は別の観点から物を言いたいと思います。その旨お願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 通告内ですよ。

○議員（2番 橋本 誠君） 通告内で申します。もともと先ほどの豊永議員も言われたんですが、私はこの広報紙、町の広報紙、ここに町の遊休施設の活用ということで、まず遊休施設の活用と言うた時に、あさぎり中学校は、確かに5校がなった時に活用する時には、旧上中学校に、あさぎり中学校がきました。それは議決して決まりました。その後の中学校跡地に対しては活用するというので、活用の色んな議論をしてきた次第です。実際今回、一つ問題があるのは、委員会でもありましたが、要は結局、議会としては確かに私たちがいかんたでしょうけど、利活用の問題をしなかった。利活用の問題は別として、売却とは別として、利活用自体の問題をしなかったのが一つですね。そのまま突っ走ったということでしょう、ここは。そういうところが、ちょっといかんかったですもんね。実際これを利活用するに当たって、例えば町民の声とか色んな人の意見を聞いて、そういう思いでパブリックコメントを持っていけばよかったです、そのままいってしまった結果が、こういう結果になったということでしょう。そこらが私はもう前々、1町民から色んな意見を聞いて、常々思ってるんですが、町長はその件はどう思いますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 様々な町の遊休施設をどう使うかという時に相手があつて、使いたいという方がいらっしやってから動くんですよね。ですから、東庁舎でも他の施設でもその相手がない中で、どうするかこうするかというところを想定して、議論し、説明するには非常に難しいということですよ。それが1点ですね。それから確かに、この東庁舎については、どちらかというはまだ、この話があつた時点は、東庁舎には役場職員が入って仕事をしていたわけです。空いた時間がないから、そういう意味では確かに、そうするかどうするか話は少なかつたですよ。ただ、そうは言っても、基本的にこの庁舎を雇用型で使いたいということは、この会社が話に来る前、約半年位前にそれなりの大きな会社が、熊本に進出したいという話があつて、もう全面的に、ここに対してはあさぎり町を挙げて、この庁舎を生かして誘致したいということも、この議会に話して、議会の方たちもそれではやってみたらどうかということで、御理解をいただいた経緯があります。この時は残念ながら、熊本県の福岡に近い所の市に進出が決まりましたけど、そういうことがありました。ですから、そういうこともあつて、つまりこの企業誘致とか雇用型の事業については、私は議会の方も理解いただいているし、また今の色んな人吉球磨の状況から見て、雇用型でいくのは十分理解が得られるということ。それから、あるいはほかに体育館に戻すなんて、ほとんど私たちは想定しきれませんでした。そういうことで、比較的スムーズに行く取り組み、そういった案件という思いもあつたことから、特に今回については、事前の説明が少なかつた点はあつたというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 橋本議員、通告の範囲を超えない範囲で。

○議員（2番 橋本 誠君） わかりました。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） それで先ほど来、住民の説明ということで、再度ですが、町長、ちゃんとした説明が要ると思うですよ。先ほど考えていることですが、実際はあその土地は私らがいっぱい聞いていることは、あそこを将来例えば、今色んな議会がこの土地から本庁舎に移るという問題もありますよね。今回、平成27年度、500万をかけて調査費用見えますよね。その際そういう移設の時も考えたかどうかという意見も多く聞きます。町民からは、だからそこらも踏まえた上で、本来であれば、そういう形の考え方をすれば、町長が常々財政が財政がって言われるでしょ。そやんとなら、そやんとぼ考えた方が本来は、よかつじやなかでしょうね。

◎議長（橋爪 和彦君） ちょっと範囲を超えとっばってん、よかですか、町長。

●町長（愛甲 一典君） 今の質問は今日の朝、議会運営委員長が話になったように、これから進める上において、どうしたらいいかということでの議論をよろしく願いますということも言われてます。今の質問は、過去に戻っての話だと思いますので、この質問については答えは控えさせていただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） それでは1番に関しては、皆さん前の議員さんが全部言われましたので、ある程度・・・に関しては、町民に再度、説明を十二分にさせていただいて、皆さん後に遺恨が残らんような立場で、考えていただきたいと思います。次に2番目の自治法・条例に従って手続されているか伺います。自治法234条契約施行令167条2項、第1項第1号規定に基づき、随意契約は、あさぎり町契約第41条財産の売り払いの場合は30万円となっていますが、今回東庁舎売却で2,251万500円という随意契約ができる根拠を示して下さいということで、私は一般質問をするつもりでありましたが、先ほどの説明で、地方自治法施行令167条2の2項、不動産の販売、買入れまたは借入れ、普通地方団体が必要とする物品の製造修理、加工または納入に使用するための必要な物品売り払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものとするときということ、先ほどの総務課長の説明でありましたが、この説明からいきますと、どこに適用の欄が載っとつとですかね。私が今持つとる中には、ちょっと書いていますが、どの項目がなつか、ちょっと分からんとですよ。その説明をお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の御質問、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときの、先の具体的な項目ということでございますでしょうか。それはこの施行令の中にはございません。先ほどちょっと言いましたけども、その先は具体的な性質または目的が競争入札に適しないかどうかの判断は、それぞれの個別の案件ごとに、自治体で判断をするということになります。その判断をするための、拠り所にするのが先ほど申しましたが、色んな判例等ございますし、1番は公務員が頼りにする一つであります、実務提要ということで、色んな具体的な事例を書いてある書物がございます。そういうケース。もう一つは、その中にさっき言いました、企業誘致等につきましては、地域活性化に寄与することで、公共性があるということで、目的が競争入札に適さないとして、可であろうというようなことが出てきております。何方所も。併せてもう一つは国のさっき言いました内部規定の中に、国の財産の処分の手順を示しているものがございまして、その中にもそういった産業の育成等については、随意契約ですというのが20数項目中の一つとして、そういうことがうたってございます。財務省の規定でございまして、そういうことで国もそういうことをやってる、産業の育成ということですね。ということで、そういう項目、そういう事例を参考にしまして、総合的に判断をするということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） その判例があるのであれば本来ならそういう請願の時に、そういう説明ばもってしてないから、こういうことが起こってちやなかですか。こういう説明そういう判例があつとなら、その判例のごと、こういうことがあります。ですからていうのを説明すれば、みんな分かつとに。今回話ばして、そういうことが出てきとつてでしょ。後のせサクサクって感じがすつとですよ。そぎゃんとは、おかしかですけど。どうも私は納得いかんとですたい。こやんとにあつとに、そういう事例が本当なら事例ば持つて来てもらって、皆さんに見してもらわんばですよ。ちょっと分かんですよ。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の御指摘は確かに、施行令云々というところまでは御説明しなかったかもしれません。ちょっと正確に私記憶してませんが。ただ、申し上げたいのは、特別委員会の中で、私の記憶してる範囲では随契の問題が特段大きな議論じゃなくて、ただ御質疑の中で、一般競争入札ですべきではないかというお話ございました。その時に私は、自治法あるいは自治法施行令の中で、随契が可能なケースがございますから、それに基づきまして、随契は可能であるというふうに答えをしたというふうに、そういう趣旨の答えをしたというふうに想定しています。その中では、それ以上の色んな具体的に、どうだこうだという議論にはなりませんでしたが、今の話は私から積極的には、お答えしなかったかもしれません。それが不足したのではないかということであれば、それはあえて御指摘は受けたいと思います。ただ後出しでするか、そういう気持ちは全くございませんので、その点だけ御理解をいただければと思っています。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） 通常普通、一般競争入札なんかの場合、30万例えば、建設業とかそういうのは入札する時にも10社とか9社とかそやん感じで一杯すつとに、なんで2,000万位のふとか金額ばなんで随意契約でくつとか。そこがようですね、確かに法律かもしれんですけど。そんなら、そやんとも簡素化してですよ、30万の見積もりを10社にとってみたりして、そやん地元の工事業者なんかは、そういう形で10社3社見積もりとか4社見積もりすつとですよ。なんで2,000万のごたつとばこやん簡単に、1企業、確かに企業誘致で持つてこられる企業ですけど、そこは2,000万も払うとやつて、ちゃんとした一般競争入札なり公募なりしてするべきがほんとじゃなかですか。そやん簡単なもんじゃなかですよ。普通の建設業の入札は130万の見積り以内なら随意契約でできますつて、うたつてますたいね、ここに。ちゃんと地方自治法の規則にも、ちゃんとう書いてあります。私も調べました。ここにこうやつてちゃんと書いてます。ここら財産売払いの時には30万で書いてあつとやつて、ここはちゃんとした一般入札するべきが本当ですよ。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） お答えいたします。今の疑問と言いますか、住民の方含めまして原則論が今おっしゃる、ここで言うところの別表5の中にあると思いますが、お手元をお持ちのようですから、その中にあると思いますが、それは1号でうたつてある案件でございまして、その後2号3号4号5号6号7号とずつとあつて、2項3項4項あるいは競売は167の3と、これ見ていただければ分かる通り、ずつとあつて1号でうたつてある別表の中で、30万未満云々というのがあります。その部分以外のことを2号3号4号ずつとあるわけです、その事例によって。ですから私がどうこうすることができません。法の体系がそうなつておりまして、その中であくまでも基本があるんだけど、例外はずつとある。色々。その中に該当する条文があれば、それを使つていくのが当然のことでありまして、原則論と例外その例外も認めてある例外ですから、それを意識的にそちらを、どうこうする話ではございませんので、その点は法制度上の問題ですから、御理解をいただければと思つております。これ例の以前ありました、行政財産の問題もしかりでございます。行政財産は、処分できないという原則論でございますが、その後ちゃんと別途うたつてあるわけ

ですよね。行政財産を普通財産に変える。普通財産は処分することができる。その一部分だけをとらえて、全てを判断をするのは、逆に我々は判断を間違ふことになりますので、今おっしゃった部分につきましては、我々が云々じゃなくて、法がそうなってる、あるいは施行令がそうなってるところでご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） それでは、今回このような形で1企業に随意契約をするということになります。次回からもそういうことがあるんなら、こういう感じできるといえることですか。こういうことがあれば、どんどんしていくとですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 制度的な面からお答えしますが、先ほど何回か言っております個別のケースごとに法に照らして、個別の案件がそれぞれ違いますので、その中で総合的に判断をする。ですから繰り返しますが、きちっと判断基準は示していないんです、この中に。その先の最後のところは規定の範囲の中で、個別に判断をするということになるかと思っておりますので、今の御質問の中で、そういう案件があったからするのかということに関しては、その個別の案件が具体的にどういう内容条件になるか分かりませんので、するかしないかはこの場では少なくとも私の立場からお答えはできないと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） それでは解釈次第では色んな立場の条件ができるということですね。ですから、まず自治体の条例と法令、規則を厳守して、それでなかったら、条例のいかんとかいうことも含まれた上で、今後やっていかんば今回のような感じになっていくんじゃないかなと思いますので、そのことを考えて、私の一般質問を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これで橋本誠議員の類似質問を終わります。次に14番、溝口峰男議員の類似質問です。

○議員（14番 溝口 峰男君） 14番、溝口峰男でございます。類似質問として、東庁舎の企業誘致について通告しておりましたので、質問させていただきます。町の総合計画、実施計画、27年度の町長の所信表明、ここにつきましても、東庁舎の売却等につきましては、出てきておりませんでした。これにつきましては、6月議会で申し上げております。改めて説明をいただいて、次の質問に入っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 総合計画等の中でどうなってるかということだと思いますけれども、町の総合計画の基本計画において、第2章に「幸せを感じる就業空間の構築」という章がありまして、第3節に「快適な商工業環境の創出」というものがあります。この中で、主要な施策の概要の中に今後も積極的に企業誘致を推進しますというふうに記載しているところでございます。そういうことで、非常に厳しい環境ではありますけど、これは町としても、この旗は降ろすわけにはいかないということで、引き続き雇用創出のための企業誘致については、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 地方行政は地方自治法という国で定めた法律を基本として動いているというふうに思います。このことは地方自治法第2条16項17項に明らかうたってあるわけでありまして。そこで町有財産の売却貸し付けにつきましては、自治法、条例、規則等に即して手続きが進められているのかということをおうわけでありまして、今までそれぞれに、ここに資料もいただきましたが、手続等については確かにここにうたってあるような形で進められております。これについては何ら問題ないというふうに私

は思います。しかしながら、一つだけまずはお伺いしますが、処分ができるということで、町の規則で対応すると、その規則については、あさぎり町財産規則第14条で対応するという事なんでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） お答えします。今おっしゃいました部分は、用途の廃止、公有財産の用途の廃止につきましては、この財産規則第14条を基に用途変更または廃止をいたします。変更廃止というのは、旧と申しますか、東庁舎、行政財産でございますから。それを普通財産に東庁舎としての用途廃止して、行政財産である東庁舎を普通財産に変更するという時の根拠が、この14条でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） それでは手続のところですよ、今のところはですね。じゃ今回の民間企業に東庁舎を、町有財産であります、これを売却できるとする、あさぎり町の条例、これは何をさして進められているんでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 普通財産の売り払いにつきましては、あさぎり町財産規則23条がこの財産規則上の規定でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 財産規則の23条で、売却できるんですか。売却できる、処分できるんですか、規則。条例はないんですか。その上の条例は。規則は条例があつて規則があるわけですから。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 法でいきますと、地方自治法の238条の5以下、その中で普通財産の管理及び処分がうたつてございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 自治法に定められて、あさぎり町も条例をつくつて、規則ができ上がつていくと思うんですが、あさぎり町にはその条例はないですか。該当する条例というのは、つくられていないんですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議員の御質問の趣旨を今一つ、私理解できてないのかもしれませんが、財産の取得または処分に関する条例の中では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条、通常議会の議決承認いただきますよね。その条例に基づきまして、最終的に議会の議決をいただく、この条件を満たす場合は、そういうことになるかと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） それでは、このあさぎり町財産交換及び譲与無償貸付に関する条例というのは、全くこれは関係ないという条例ですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 交換譲与無償貸付等に関する条例のことでございますね。これにつきましては、この条例は地方自治法の中に、交換譲与無償貸し付けをすることができることをうたつてございますが、その時の条件と申しますか、それをこの町の内部規定として条例、規則をうたつてるものでございまして、条例の名前の通り、交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございます。今議員がおっしゃいました条例につきましては、

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） だから、この条例は財産の交換及び譲与また無償貸し付けでしょ。これ三

つあるわけでしょ、これが。だから今回は、売却だから譲り渡すわけでしょ。財産を。そうする場合は、この条例は全く関係ないんですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 通常の適正な価格と申しますか、でのお話は、この場合は交換。あさぎり町財産の交換あるいは譲与、譲り渡しですね。無償貸付等に関する条例でございますから、通常の売買と申しますか、それはこの条例には該当は、適用されないものと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回の場合はこの条例には該当しない。その辺をちょっとほんなら財産規則第23条で処分ができるんですか。今回の場合は随意契約ですけれども、全く条例関係なくして。そんなに簡単に町の財産を、できるんですかね。ここには、あるいはまた減額して譲渡する場合とか、あるいは無償貸し付け、また減額貸し付け、そういったところで明確にここにうたっておりますし、そしてまたこれ条例施行規則ということもあります。そこでちゃんと財産はこういう形で処分しなさい。いうふうに、あさぎりの条例で決められているんですけれども、大事なあさぎりの財産を条例もなくして処分ができるということは、私は理解できないんですけれども、間違いなくできるんですか、これ。できるとおっしゃってますから、間違いがないんですかね。それでできるんですか。こういった条例を該当させなくても。無視して。大変なことになりますよ。

◎議長（橋爪 和彦君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時25分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩をとき再開いたします。総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 私の説明がなかなか不適切だったかもしれません。再度申し上げます。地方自治法の238条の5、普通財産の管理及び処分というのがございます。確認のため読ませていただきます。普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またこれに私権を設定することができる。要するに売払をすることができる。これが一番大もとの地方自治法上の条文でございます。その中に施行令等ございますが、それで先ほどおっしゃいます、あさぎり町財産の交換譲与無償貸付等に関する条例、これも読ませていただきます。第1条、趣旨、この条例は財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定める。この中に売払いは入っておりません。ということで、地方自治法の中で売払い、譲与云々というのが238条の5がございまして、これでそういうことができるように、うたっておりますが、その中であさぎり町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、その中の一部、交換、譲与、無償、貸付等に関して、必要な事項をこの条例で定めてございます。そういうことで、この売り払いに関しまして、適正な対価によりますところの基本的な売払に関しましては、この条例は、その根拠を条例にはなり得ないというふうに考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） それが間違いのない回答だとするんだったら、それでいいと思いますが、ということは、あさぎり町には売り渡しの条例はないということですね。売り渡す場合の条例はないということですよ。今言われたんだから、でしょ。そういうことは、売り渡しの条例はないでしょ、別に。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 先ほど申し上げました議会の議決の必要な案件、そこに関しましては、当然そ

ここに議会の議決をいただく、そういう条例は別途ございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） だから、700万円以上だったら議会の議決がいるわけですよ。それ以下の場合は、条例がないんだから、執行部で勝手に売っていいですよっていう話でしょ。要は、土地でも建物でも。そういうことで解釈できるんですが、それでよろしいですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 条例ございませんが、その中で先ほど言いました財産規則等あるいは契約規則等で、その後内部規定と申しますか、そこは縛られるところがございます。先ほど言いました、財産規則の23条等でしばられると申しますか、その規定を適用して、事務の処理をしていくことになります。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） たまたま今回は東庁舎が700万円以上であったから、議会の議決に付さなければならぬということで、議会もすったもんだやって議論してるんですが、699万までの金額だったら議会の議決も要らないんでも、そして随契でできるっていう話でしょ。ということは、よく今から考えていかにかいのかんのは、そういった抜け道があれば、町長が知り合いの人たちにでも、ことは売れるんですよ。自分の財産のように売れるんですよ。考えようによっては、町民の財産を。そういうふうな解釈もできるんですよ。私は非常にこのことは問題が大きいと思いますよ。そこで、そういう論法からいきますと、あさぎり町の公共用地取得等審議会というのがありますが、御存じですよ。ここは町の財産を購入する時、取得する時、例えば今から問題になる議場の移転の用地買収、あるいは今回全協でお話があったポッポ一館近くの用地の購入。こういったことはこの審議会にかけなければならぬということが明記されます。公共的な事業にする場合。さっきの答弁で総務課長は、今回の企業を誘致については、公共性があるというお話をされました。それだったら、あさぎり町公共用地取得等審議会、これは財産の処分も審議しなければならない委員会ですよ。私はこういった審議会、これは条例で定められています。20人の委員で審議をします。町長は町民のその審議の意見を聞かなければならぬと書いてあります。こういった大事な問題は、私はこういった審議会にかけて、事を進めるべきだったんじゃないか。なぜそういう手続を踏まれないんですか。お答え下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 公共用地取得等審議会につきましては、現時点でこの案件を諮問という手続はとっておりません。今御指摘のとおりでございます。それを何故してなかったかという御指摘でございますが、これまでの事案これまでのほかの案件につきましても、なかなかそう類することが多々あったわけではございませんが、取得につきましては、これまで当然のことながら、この審議会の諮問をお願いをして答申をいただくという手続をとっておりますが、財産の処分につきましては、私が記憶している限りでは、この審議会には恐らくかけていなかったのではなかとかと思っております。繰り返しになりますが、最終的な町としてのそういった合意を最終決定をする場面は、先ほど言いました議会の承認をいただくような議決があるという前提で、この案件は想定しておりますので、そういったところで、これまでの手続上の問題につきまして、そういう判断をして今日に至っているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 余りにも条例上をです、これは町長が25年9月の議会に、一部改正で自ら出された条例ですよ。ですから、私はこういった条例というのは、町長の頭の中にはおありでしょうし、副町長なんか特に、頭の中には全ての条例がインプットされてると思うんですが、こういったものがしっかりとあるであるならば、手続をしっかりと、こういったことを踏まないから、問題が出てくるんです

よ。そしてこういった町民の意見を付して、議案として提案をする。町民の意見がどうでありました。そうすると議会というものも、それは町民の意向が反映されてるんだったら、そういう判断になっていくわけですよ。しかしそういう手続がないということは、非常に私は問題があると思います。このことは1番大事なところですよ、ここは。答弁ありますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 今議員から御指摘がありました件につきましては、私も慎重に検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただきます。総務課長が答弁したこと、重複するようでございますけれども、この審議会にこれまで審議を委ねてきた場面は、土地の取得、行政側が民有地を取得する場合の必要性、目的それから金額の妥当性、そういったものを審議をしましてまいりました。ただ財産の売却分につきましては、この審議会の運用というものを、これまでやってきてない。これは事実でございますので、今後その審議会のあり方について、もう一度検討させていただきたいということをお答えさせていただければと思います。今回の件につきましては、どうこうということについては、これはもう最終的に町長が判断をすることでございますので、今後においてということで、私の方からは答弁をさせていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） あさぎり町に条例がないというお話をしましたが、私はそういう町長の暴走ですよ、言わば。それを食いとめるのが、私はこの審議会だと思うんです。だから審議会で、本当にそれが買うことが、これは適否を判断する委員会ですから、本当に必要なのか、あるいは売却が適切に町民のためになるのか、ということをお町民が判断するわけですから、そこに大きな歯どめがここにかかっているわけですから、それを歯止めを皆さんがなくて、勝手にやってもらったらこれは本当に大変なことになるということ、再度申し上げておきます。先ほどの随契については、ここにも出しておりましたが、私は1件だけ総務課長にお尋ねしますが、企業誘致の場合は随契ができるという話でしたが、これは私が考えるには、自治体が工業団地等を造成をして企業誘致の指定をします。そういうところについては、これは入札する必要はなんもないと思う。私はそこ、うたってあると思うんですよ。ですから、全てが対象ではない。これは再度確認して、報告をして下さい。そしてなおかつ、随意契約できる場合の定義っていうのがあります。これもしっかりありますから、皆さん方にお示しができるように、資料等の配布をしていただきたいと思います。何でもかんでも随意契約ができるわけではありませんから。しっかりと定義があります。それを議員の皆さんにお知らせするようにお願いいたします。次に入りますが、不動産鑑定については現に済んでおりますし、これをとやかく言うつもりもありませんが、できることなら私は数社でしなければ本当の適正な価格かということ、分からないというふうに思うわけです。今回は1社のみですね、その辺はなぜ1社のみで終わったのか、私はこの不動産鑑定をされた時期が、非常に早い時期にされております。ここで相当早い段階で、昨年11月位に不動産鑑定の依頼をされております。ということは、町長は早くから東庁舎は売却してもいいという判断があったんじゃないのかなというふうにも思うわけですね、その辺いかがですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 私が4月からですので、その時のことは聞き及んでる範囲でお答えさせていただきますと思いますが、不動産鑑定を行った時点というのが、最初町長からありましたソフトウェアの会社が入る場合に、どうなるかというような部分を検討したいというようなことで、不動産鑑定をしたというふうに聞いております。その後現在の企業の話がきたというようなふうに聞いておるところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 次の問題は私は大事なことだと思ってるんで、入りますが、今回、相手方と条件協議をしてる最中だという話です。私はこの条件は慎重にしなければ、後々非常に大きな問題を残す

と考えております。と言うのは、東庁舎は売却して土地は町有。そして町有の上に新しい建物を東庁舎以上大きいやつを隣に建てられる。ここにも書いとるように、企業は永久に不滅ではないんですよ。これは県も言ってます。ですから、県も工業団地に来たところは、10年間は転売できないけれども、10年すると転売もできますよと、それは企業が存続が永久ではないからということで、県もそういうふうにしてます。じゃ、あさぎり町は今回もしものことを考えて、契約を結ばなければなりません。もしもの時、どういう契約内容をつけるんですか。今まで説明では、このようにお話があつてる。買い戻し、そして転売禁止の特約を得る、そういうことを契約書にうたいたい。買い戻しですよ。大変な金額ですよ。今度は、それを町が金出して、買い戻す特約を入れるんですか。売った建物そして隣にある相手方の建物を買い戻します。こんな契約を入れてどうするんですか、今から、将来、町長。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 企業が努力して継続して事業を稼働されるということは当然ですけども、でも色々社会状況に応じて、その企業が難しいという場面は、これ想定しておくべきですよ。当然のことだと思います。それからもう1点、今言われましたように、土地は町のもの、今回庁舎跡の体育館は売るといふことですね。ですので、横に新たに建てられるということですから、ここに当たっては少なくとも私たちがまず1番に考えていかないといけないのは、土地は町のものでありますから、この土地がしっかりと町に戻ってくるということが第1点大事だと思うんですね。それからそんな時に工場等については簡単に町が買い取ることはできないだろうと思います。できないと思います。だからここはまずできないんだと思いますけど、ここは今後協議の上であってはならない事態を想定することになりますけど、慎重に町の今後の大きな負担にならないように協議を行って進めていくと。これは今やらなきゃならないし、当然のことだと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 買い戻しはしない。当然ですよ、相当な金がかかりますよ。そして私は将来のことを考えると、私は更地にして戻してもらった方が1番いいと思うんです。そこで更地にすれば、解体費がかかりますよ。今の東庁舎解体費で2,757万幾らの何がしかの説明があつておりました。見積もりをとられて。今度は新工場が1,774平米ですから、東庁舎の・・・、あてまして3,200万かかりますね。あわせて6,000万の解体費です。2棟。これを町が解体するのかもしれない最悪の場合は、解体する費用なんて相手方にはないわけですからね。そしてなおかつ、これに担保が入ってたらこれは担保についても話し合うっていう話をされていましたが、こういった担保等が入ってくると、そらほんとに莫大な金を町はつぎ込まないと、あそこは永遠に使えない状況になってくる可能性が、私は大だと思えます。その辺は、今協議中という話でしたが、どこまで進んでるんですか。そういったお話が協議されてるんですか。総務課長、答弁でしたね。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今議員の方から御指摘のような将来的なこと含めて、そういう課題があるということは私どもも認識をしております。具体的に相手方の方と今おっしゃったようなことまで含めての協議というのは、まだしてありません。こちら側、町の方として、どういう課題があるかということが一つと、もう一つはそれをクリアするためにはどうするかということ、内部的に協議検討しておる段階でございます。今回この議会の中で、こういった御質問等もございまして、議員各位からの色々な課題、今おっしゃっていただいたことも含めまして、いただくものと想定をしておりましたので、それも踏まえて相手方との具体的な今の御指摘の案件も含めて、協議をしていくというところで想定をしておりますので、現時点でそういう条件面での具体的な話はまだしてありません。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 本当に真剣に話し合いをしていただいて、その内容を議会に示していただいて、その内容が本当に町民のためにならないと判断すれば、これは売買契約の議案が出てきても、非常に厳しい意見が出るというふうに私は思います。ですから、ここの条件は、本当にひざ突き合わせて、町の言い分はしっかり言って町が損するようなことは絶対に契約にうたわない。この辺は強く申し入れておきますが、町長、いかがですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今大事な意見だと思いますので、しっかり受けとめたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この問題については、今条件を協議してるということではありますが、今申し上げた点を十分に対応していただいて、相手方と本当に町民のためを思って条件とうそですよ、本当にお願いを、この件については終わりたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） これで14番、溝口峰男議員の類似質問を終わります。ここで休憩いたします。10分間です。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時01分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（橋爪 和彦君） 一般質問を行います。次に11番、小見田和行議員の一般質問です。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番、小見田です。今日は最後になりましたが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。現在第2次総合計画の第3節、快適な商工環境の創出というところに、企業誘致を進める環境は年々厳しくなっているが、企業誘致を行うための大規模な用地が不足しており、積極的な誘致活動を継続していくためには、用地の確保と環境整備に取り組む必要がある。企業の国内回帰の動きも少しはあるものの、現状あさぎり町への大企業の誘致は、非常に厳しいと思っております。若者の転出が続き、人口流出が続く中においてその流出を防ぐのにどのような施策をするかというのは、どこの地方自治体も同じ悩みを抱えているものと思っております。そんな中、あさぎり町内でも合併、統合で空いた役場、学校、その他の資産を活用され、操業中の企業もごさいます。土地、建物とも貸し付けだったり、土地は貸付、建物売却というような資産活用に企業の都合上の差が生じることも予想されます。今後、固定資産台帳を整備するにあたって、売却可能な資産等計上できるのか、それも考える問題があると思っております。総合計画は、議会の議決事項でございますが、誘致活動のため、用地の確保、環境整備に取り組む必要があると記載されている平成25年策定された総合計画の中に、年数も経過しておりますので、企業の動向情勢も変化が生じている中に、現在も総合計画どおり進まれるおつもりか。あれば現在以上の優遇策を考えておられるのか、まずはその点について、町長の認識を伺いたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 25年作成の総合計画の企業誘致に関する方針的な記載内容について、今どのように考えてるかということではありますが、基本的には、その時の方針に掲げたような内容で、今も進んでるということではありますが、ただそうは言ってもなお一層企業誘致の環境は厳しくなっているということと、それからどちらかというと、農産物とかそういった方向に企業の動きが変わってきてるという変化を感じておりますので、基本的な方針はそれに従いながらも、新たなこの動きに対しては必要において、その総合計画そのものじゃなくて、一部見直ししながら進めていく部分があるというふうに思っているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この総合計画の中にも、工業用地を造成して招き入れるというような表現があったと思うんですけど、そういうこととして、今の動きは余り当町では見受けられないようなところもございまして、企業の国内回帰というのも13%ほど、26年度か24年位にあるというようなこと伺っておりますけど、そういうチャンス等に対応するというようなお考えはまだないわけですか。その後国内回帰の動きもあるという中において、造成をして男子雇用型と言いますか、本当に農業をできずに地元、本来は地場の産業、農林水産業、商工業でこの地に残って、子供を産んでいくのが1番理想的でございまして、それができない故に、都市部に流出をして色々な社会問題が生じてるわけでございますので、それを止めるためにも、そういう企業の誘致というのも一つの策であるし、本来の内発的な商工業と農林業の振興もあわせて行おうと思っておりますが、その総合計画に書いてある、用地まで確保して、その企業の回帰を待つのか、それとも町ひと仕事の地方創生のチャンスが地方にもあるかもしれません。それに向けてというところまでは、企業誘致としてはお考えではないのか。もしお考えならば優遇措置等を、県内を見ますと確かに県北の方の優遇措置というのは格段に球磨郡の町村からすると、企業を招き入れる優遇措置が菊陽にしても、大津にしてもネット上で見ますと格段に違いますけど、かねがねから町長は誘致に関して熱心な町長でございましたので、それに関してもなんかお考えがあるのならば、この後の一応企業が海外に転出してまた帰ってくる円安等の問題とか、色々な問題で帰る可能性もあると聞き、さっき言いました「まち・ひと・しごと」創生関係の国の流れ等をかながみた時に、土地を求めるとか、そうでない、今遊休化している、そういう施設を使った方の、誘致企業というふうなところでとどめるのか。その辺のところをまず伺いたと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今言われました土地を造成して、企業誘致を図るということは、考えなくてもなかったんですけど、正直言います、この球磨郡という地域性で自信がないと、皆さん議会の議決をいただくための予測とか、とても私は提案できる内容に至らないということから、この造成までして迎えることは、進めてきておりません。しかしながら、あさぎり町は旧庁舎それが特に中学校の跡地が空き家になってきておりますので、空き地空き家になってきますから、そういったところを中心にあさぎり町として、まずはそういったところの活用して、雇用の創出をはかるということ、重点取り組みして取り組んできております。今後考えた時にも、土地造成型で迎えることは、それだけの、よかよってというのがあれば、ある程度案件がきて、それに答える土地があって、そこに相手がいって、そこに許される予算で造成できるかどうか、そういった検討がいいのではないかなというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 総合計画の第3節にうたってある文言というのは、今のところ削除とまではいかないけど、その計画には沿える土地までは求めては、造成まではしていかないという考えでよろしいんでございますね。計画には25年には策定はしてあるものの、現状で色々な情勢をかながみた時に、それはうちの町には即しないというふうにお考えを今伺ったわけでございますが、間違いございませんですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 造成して企業誘致を待つというのは、今のところ非常に難しいだろうと思っておりますので、あくまでも誘致活動は続けて、必要な場所土地等があって、そこからじゃどうするかということで考えていくべきであろうというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） では空いた資産、中学校、役場等もですけど、今入っておられる所もま

だ未活用の部分もありますけど、今後そういう所に招き入れるための優遇策と書いておりますけど、特段なものは今んとこ決めてございませんが、その辺のところの策というのは何かお考えなんですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 企業誘致に関しての一般的な優遇策というのは、固定資産税の減免というのがございます。これを各町村ほとんどが適用しておるといようなことから、これに基づいた方法で行っている。それ以外の部分については、特に大きな予算化をするといようなことはやっております。優遇措置としては、ただ入った施設等に関して、補修が必要だったり修繕が必要だったりといような場合には、その状況に応じて対応させていただいておるといような状況にあります。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 一応そういうことで既存の施設を利活用して来ていただく企業には入っていただくといようなことであると思えます。話を進めてまいります、さっきも申しました今度N社に關しまして建物は売却、土地は貸付といことでいようございませうが、今後行政の会計も公会計に移行してまいります、固定資産台帳を整備していくわけですね。その中に、固定資産を計上していく中において、土地は町有だけど上に建っている建物は民間の所有。借地借家法と色々適合しますが、その中において、その土地を固定資産として計上して、公会計のバランスシートの中に組み込むのか、それは可能か不可能か。その辺のお考えはありますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 今現在、公会計の準備を進めておまして、固定資産関係の調査等を行っております。それから来年度になるかと思えますが、公共施設等の総合管理計画、こういったものも一応作成するようにしておまして、その中で、議員お尋ねの売却可能資産についてですけれども、ここについても基準というのがございまして、現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産、あるいは売却することが既に決定している、または近い将来売却が予定されていると判断される資産、こういったものが売却可能資産といふような基準になっております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この後の通告にも書いておられますが、その活用について結局どの建物も劣化が進んでまして、資源保全率というんですかね、それが非常に低い建物を利用して企業に活動していただく状況になってくる場合に、色んなリスクが考えられますよね。耐震化の問題だったり、維持管理の費用の増大、修繕費、それからさっきもありますが企業ですので、事情によっては撤退ということも有り得る中に、町の財産を充てて運用している。将来町の財務の計画を練る上においては、それらの試算の将来の方針を持つとく必要があろうと思ふんですよね。劣化している建物を保有している。特に合併した町村においては、その方針というのは、例えば更新すべき建物なのか、それとも撤去して更地化するのか、それとも補修してまた売り渡しなり貸付なりをするのか。その方針がない限りは、将来に向けた財政運営を計画する大事な指標を持たないがままに、将来を策定している状況で、果たして財政の健全化に向けて、その辺のところが、この遊休資産を抱える合併町村の問題点だと思っております。そこに創業している企業があるそれは借地借家法とさっきも申しましたが、それを果たして今後、固定資産の数値にカウントできるのかできないのか。その判断は今どう思っ貸し付けをしているのか。今後の契約等にもそういうことを加味しながら、その企業に貸し付けをすべきだと私思ふんですけれど、いかがお考えでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 先ほどちょっと申しましたが、公共施設等の固定資産関係、台帳、こういったものを今年度中に調査して調べた上で、公共施設等の総合管理計画を来年度以降、作成していく

というふうなことでしておりますので、それには財政関係も絡んでくるかというふうに思いますけれども、そういったことで、一応計画していきたいというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私はそのことよく分かるんですけど、こういう古い建物を持っている合併という特殊事情を抱えてるあさぎり町としまして、それに企業誘致して使っていただいています。年数は資料いただいていますけど、単年度の契約更新みたいなんですけど、借地借家法だと30年間とか、更新によってはそれ以上のことも想定もできます。近々来々、再来年位に固定資産の計上が必ず出てきた場合、その貸し付けをしている資産に対して、果たしてそれが売却可能な資産なのかは特殊な事例でさっき申しましたように、上屋は民間の所有、土地だけは町有。その場合果たして土地が売却可能資産として計上して、他にバランスシートに搭載できるかできないかの判断は、今からすべきではあると思うんですね。そんなに先のことでなくても、この公会計は公表している自治体も随分あります。期限もきてるんですよ。だからそれを行うのに、まだその辺の視点が欠けているのは、ちょっと遅いではなかろうかと。特に工場問題があった場合にも、そこ辺も考えて財産ですから、大事な。それをどういうふうに考えて固定資産の数字によりけり、町の財政状況はまた変わってきますよね。数字だけ判断するならば。キャッシュフローでなくバランスシートの場合。そこを考えるには、今でも決して早過ぎはしないと思いますけど、それに対して副町長はいかがお考えでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 何となく嫌な予感がしておりました。私もまさにその、キャッシュフローはですね、修繕費でこれまで推移してきた数字を見ると、それと町の歳入歳出の状況を見ると、ある程度大枠ですけれども想定はできるのかなと、議員も多分そういうふうにお考えだと思います。ただバランスシートの場合に、私もここで断言はできませんけれども、売却可能資産というふうに判断する方が有利にとられるのか、非常に悩ましいところだと思っております。その点については、今後できるだけ早期に県なりの指導を仰いで、判断根拠見つけたいと思っておりますが、さらにもう一つは先ほど企画財政課長が申し上げた公共施設の財産管理計画、こここのところが具体的にバランスシートが影響してくる数字が多分反映してくると思うんですよ。ですからそれ二つをあわせ持って、今後の財政運営とそれから施設の有効利用という両側面を見比べていくべきじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 実は宇城市はこういう公会計は熊本県でも先進地のようございまして、施設ごとにバランスシートと施設ごとの行政コスト計算書を持って、将来の施設の運営に資するというようなことを読んでおりますが、この資料を企業さんが入っておられるうちの資産ですね、遊休資産で今はありませんけど、この資産の中もそのように修繕費が要ったり、色々なコストがかかっている。片方では使用料とか色んなものをいただきながらやっているのが、こちら辺で、こういう言い方はちょっとタブーかもしれませんが、町が持ち出した金と貰ってる金と、それだけではかれませんけど。雇用もあつたりで色々ほかに貢献する税金の問題もありますけど、そういうのを各施設ごとに把握していくことは大事じゃなかろうと思うんですね。今それのところは、公会計じゃなくても、ひな形見ますと簡単にできるような問題、数字でありますので、そこら辺に関しては、こういうバランスシートと行政コスト計算書あたりを主だった、そういう工場が入っておられるところとか、普通の民間の方が部分的使用なさっている所とかも把握する。将来の施設の運用の仕方も、おのずとそれを見とくと分かるということで、こういうのも作ったりしているみたいなんですけど、そういう考えございませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 宇城市は、実は私も勉強に行きました。あそこの担当者は、私たちが質問をして答えてもらっても、その答えの内容を理解できない位、まさに複式簿記の専門家を配置されております。10年前だったです。ですから、私もできるだけ近づけていくべきだろうなということで、財政を所管していた時に、そこを少しかじらせてって言うか、勉強させていただいたんですが、なかなか全体の知識と言いますか、財政知識それからその活用というものは、ついてこなかったというのが、あさぎりの実情です。大変これは私どもが不勉強な部分もあったと思います。その中で施設ごとと言うところまではいきませんが、財産管理というものについては、ここ四、五年の中で、まだ完全ではございませんが財産台帳なるものに近づけているというふうには理解しております。ですから、今後それをどのように維持管理していくのかというコスト面での資産、それから議員がおっしゃった活用する、その効果、そういったものまで本来数字的にはじいていくということが理想形でしょうけども、まずは維持するためのランニングコストあたりを大枠で、私どもは掴んでいくことから始めます。そのあとで細部の施設にわたってということが可能であればということしか今のところ申し上げられないというのが、現状の姿でございます。一つ一つに細かい分析を入れていくということも大事なことかと思うんですが、その作業工程等についての、まだ認識不足あるいは複雑さをなかなか払拭できてないという現状でございますので、もしよろしければ議員からもお知恵をいただいて、今後の財産化についての町の取り組み方を考えていきたいというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） とてもお知恵を貸すほどの知恵は何もありませんけど、ここに書物があるんで施設ごとのバランスシート、施設ごとの行政コスト計算書というのが、簡単にコピーすればよかったんですけど読み上げますけど、その施設の名称と建物と土地が資産ですね。バランスシートの場合。負債はそれに充てている起債。市債だったり色んな債務。あと残るのが純資産ということで出てるのが、この純資産合計というふうな、そういう単なるバランスシートです。後施設行政コストというのは、行政コストが人件費とか、それに管理される職員さんのおれば、退職手当コストとか委託料、需用費、減価償却費あたりが行政コスト計算書と、収入は使用料とかその他となっております。これはそんなに複式簿記がどうのという問題じゃなかと思うんですね。いただいたこの今の利活用状況、これからでもできそうなできる問題だと思います。単純にさっきも申しましたように、雇用していただいている、そういう色んな雇用は数値がなかなかできない部分がありますけど、それは抜きとしながらも、こういうことで、全体をできることはできないと思うんですね。だから漠然として我々も、その工場があそこに入とられて、操業しよるなだけじゃなくて、内部はどうだろうかと、そのようなことに気を配るのも議会であるし、それをお示し願うのも執行部のお仕事かなと私思ってるんですよ。ただそこ辺のところの検証も議会としても、財産を投じて屋根を修理したり色んなことをしておりますので、その効用はどうなんだと、町民さんにお示しするのも、議会の役割だと思いますので、是非ともこの辺のところの御検討願いたいと思います。先に行きますけど、2番目の前も申しましたこれは前回の議会でも質問いたしたんですけど、色んな今度の財産問題において財産規則の中に公有財産管理運用委員会等を設置して、できるだけ今の財産規則では、総務課長が町長の決裁をいただければ財産の転用なり、色々できるようにうたってありますけど、ここにも一つ、大きな町、市においては熊本市においては、その担当の課長が管財課長と協議をするというふうに明言化されてるし、ある大きなところでもございますが、財産規則の中に公有財産管理運用委員会へ付議するというふうなことがあるわけですね。そのケースバイケースで、即決をしなければならぬこともありましようけど、色々なことで紛糾したり物事が起きる前に、幾人かの意見を聞く。ましてそれで迷うのであれば一般の方々にも意見を聞いてみると、そういうのを規則の中にも明文化していくことが、色々問題がありましたけど、それを反省としてよりまた明るく豊かで、まとまりのある町をつくるならば、そういうことを今回を糧として、何かできないかなと思っ

ておりますけど、町長いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 一つの提案をいただいていると思っておりますけど、今公共用地のことについては審議会を持ってやっていますし、町の財産については、庁内の中での運用になっているんだと思っております。ただ今回色々先ほどの質疑がありましたように、大きな案件ですよね。一定のこの基準をもって、それ以上については、こういった組織を設けて確認していくという姿は、持っているのではないかなというふうに思っております。今現在町が組織して色んな委員会がありますけど、重複するようなのは避けてもっとそこら辺をこの機会に、もっと見直ししていくということで、私は必要な組織として、今考えていくというふうに思っております。考えていったらいいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この前、長野の飯綱町に研修に行かせてもらいました。そこでは検討するという答えをいただいたら、文書をもって検討結果を議会に答えていただくというふうになっておりました。非常にいいことだと思っております。もし検討されて結果が出ましたら、文書をもってお示し願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 中身は慎重に検討させていただきますが、それはどういうことかと言うと、慎重に審議もやらないかんし、一方では相当スピード感を持って動いてくることもありますので、企業がいらっしゃってますけど、もうちょっと私たちのその取り組み方とは、はるかに早いです。動きなんですね。先、農業法人来られました。初めて私お会いして、現地に行って視察した時に、もう決めたというような、そんな感じで話をされましたから。ほんとにそういうことも含めて何と言いますか、慎重にやる分と、スピード感持ってやる分と、上手く進めていけるような考え方で委員会等を検討できればと思っておりますので、そういったところを整理できたら報告したいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ちょっと逆戻りしまして、今の答弁にまた質問したいと思うんですけど、確かに企業が来られる場合、確かにスピード感を持たないと来ていただけないというか、そういうチャンスを逃がすということで、そういう対応される場面もあると思うんですけど、一方で町は財産の運用に関して、それはだからと言って、バタバタと売ったり貸したりというのも如何なものかと。そのためには、さっき申しましたようなことで、ちゃんとした指針を大まかでも持つかないと、その言われるがままに、それを売ったり貸したりということに、また混乱が招くと思うんですね。その両方を考えて、確かにゆっくり考えたら別の町に行かれるかもしれません。だから、そこ辺のところを即対応できるための、きちっとしたものを、ある程度企業にとって種目が違いますので、色んな合致した決め方では対応できないと思うんですけど、そこら辺の財産の将来の運用の仕方とか、管理の問題とか、それとスピード感との両者を上手く操りながらと言いますか、そういうふうな方向で誘致の方にも頑張っていただきたいと思うんですよね。どうですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今言われるように、委員会等ではかりながら例えば委員会等でも諮る時に、今言われましたように、一定の裁量権はあって、それ以外は委員会等とかがありますので、そういったところですよ。そういった指針と委員会等で諮ってやる。この辺の案件の大きさによって、どう進めていくかということだろうと思っておりますので、そういったところを取り組んで検討してみたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 次の大きな2番目の質問にまいります。多面的機能支払交付金事業で中山間地の長寿命化に重複して工事ができるということで、27年の取り組みとして、大いに皆さんの御期待を受けながら申請を受けて、今日農林振興課からいただいた資料を見ますと、2億9,906万501円ですかね。の総合計が出ておりますが、これが農水省の予算が4月頃になってから、それができないということで、この前も国会において、農林水産省に要望も行ってきたところでございますが、今後の意外と想像以上に要望力所がおおございますが、今後取り組みはどのようになされていくおつもりか、お伺いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） まず長寿命化新規要望地区の一覧ということで、皆さんの方に配布しております。2億9,900万ということでございますが、これはあくまで地区が要望してきた額の総額ということで、これは全て長寿命化の補助事業にのるという部分ではございませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。まず平成27年度から制度が変わり、法制化されるということで、先ほど言われたような事業推進をしてきたところでありまして、新規地区に予算がつかなかったということについて、非常に戸惑ったというところでございます。たまたま町村会で要望活動があるという形がございましたので、早速予算の要望をお願いしたところでございます。先ほど言われました、この分の代替という部分でございますけれども、まず多面的の組織の長寿命化の新規要望地区が9組織で、678万円程ございました。単年度でございますが、中山間集落の長寿命化の新規要望分は5,127万4,000円ということで、合わせて約6,000万程の長寿命化という形の要望でございます。継続地区とあわせて、町内では1億円位なのかなというふうに考えていたところでございます。この分の約6,000万の事業費が本年度はつきませんでしたので、来年度以降の考え方としましては、まずは国の概算要求を見ますと、この多面的については交付金で35億円追加要望っていうか、増額要望されておりますので、それで本町まで回ってくればよいなというふうに思っているところでございます。それから、まだ県の方でも9月に最終調整を行って、場合によっては追加交付もあるということを聞いておりますので、それに期待することがあるのかなと。最後にまず国の補正予算があるかもしれませんので、その辺がございましたらその辺で対応を考えると。もし何もない時には団体営の農業農村整備事業という形がございまして、これにつきましては国が55%、県が15%、町が20%というガイドラインがございまして、地元負担金が10%という形になっておりますので、この事業を使って新規の要望地区については、対応していければなと思っているところでございます。ただ残りの10%の地元負担金につきましては、中山間集落については交付金の中から賄えるものでございますが、多面的の方は、それでは賄うことができませんので、どちらも町負担をすとかいうことを考えながら、検討していきたいと思っているところでございます。ただ農業農村整備事業につきましても、国の予算も全てが要望通りつくということは考えられませんので、随時順番を決めながら要望していくという形になるのかなと思っているところでございます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この多面的機能の長寿命化分を以前のようにかけられた場合と、農業農村整備事業を行った場合を同量の工事をする際、大体どれ位の価格が工事費、町が負担すべき金額の差があるんですかね。多分かなり増えてくるとは思いますけど。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） まず、多面的の方の町の負担金は25%となっております。これで農業農村整備事業団体営の方でいきますと、町の負担が30という形になりますので、そこで5%という形になります。ただ、多面的機能支払いの方は特別交付税措置があるという形で10%、最終的な町の負担は10%以

下ということを聞いておりますので、特別交付税ですので確定するものではございませんが、10%以下というふうに聞いておりますので、10%と30%という形で20%の差は出るのかなというふうに考えてるところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） どちらにしても非常にまだ不確定な部分が多くて、この要望された方々に対しては事情等の説明をすべきかなと思うんですけど、今後どのようなことでこのような経過の説明をなされるおつもりか。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） まず6月の時点で県の予算がつかないということがございましたので、要望はその時はもう既にとっていたわけですが、その段階で中山間集落や新規集落の方には予算がつかせませんでしたので、今年度はできませんというお話はしたところでございます。次年度以降につきましては、まだ財政の方とも財政協議等を行っておりませんし、要望の取りまとめが4月になると思われますので、それまでには皆さんに報告して、もしこの団体営の方でいくということ、町の方で決めますれば、この2億9,900万の中から順番を決めていただくとか、そういった作業をしていかなければならないのかなと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この前農水省にも行ってまいりまして、新聞等まだ予算の農林水産と地方の予算等を見ました時に、なかなか民主党から自民党に移行して、なかなか100%復活は非常に難しいようなこと書いてありますので、今後ともなんらかのことで、できるだけ町に負担を軽くがいいんですけど、こういう要望もございますので、そこ辺のどこ優先順位をつけられまして、希望に答えていただければと思っております。これで質問終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これで11番、小見田和行議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時45分 散会